

天慶四年五月二十日

八七八

しへの白拍子、今一ふしと望しかの、辭するかたなくして舞けり、  
 今按るに、太宰府に假に檜垣玄つらひて住故に名とすこの非なり、檜垣  
 どの彼遊女か名なり、はしめ筑前にすみ、後肥後に來りしとき、首途の所に呼て、  
 り、家集に、清原元輔、肥後の任はて、京にのほりしとき、首途の所に呼て、  
 はしめ筑前の守なりしに、程もなく此國に來りて、ふたゝひあひみつる  
 とあり、或は怡土郡にもものいひし府官か事を思ひ出て、歌を讀し事見へ  
 たり、肥後飽田郡白川の邊、古の府中にて、淫肆もありて、檜垣、いなりなど  
 云し遊女すめりと見えたり、集にいなりの事、家後に住し長谷といふ所、右の  
 邊にあり、檜垣か、心はせすみかとならぬ君はさはこゝより外に行とこ  
 ろあらし、とよみしなり、寺あり、泊瀬山長谷寺といふ、檜垣か、我黒かみも  
 白川とよみしほごりに、九品山蓮臺寺といふ梵刹あり、其地内に檜垣か  
 墓あり、石塔文字あれとも消て見えす、又檜垣か水を汲て詣し、岩殿山觀  
 世音寶華山も同郡にあり、此所に檜垣紅、山下庵、薰櫻あり、皆遊女か舊跡  
 なり、又檜垣か、音にきくつゝみのたきをうち見れいたゝ山川のなるに  
 を有ける、とよめる鼓瀧も、雲巖寺の背のかたにあり、又藤原興範の、三代

初メ肥後  
白川ニ住  
ミ後長谷  
ニ移ル

檜垣ノ墓

檜垣  
山ノ下  
櫻ノ庵

鼓瀧

檜垣ハ白  
拍子ノ始  
ナリトノ  
説ヲ駁ス

檜垣ハ遊  
女ノ名ニ  
元筑前ニ  
住ミ後肥  
後ニ來ル  
檜垣ノ墓

怡土郡

怡土嶋

鼓瀧

實錄を考るに、仁和三年八月廿二日、掃部頭從五位下藤原興範爲筑前守、  
 大系圖に、興範、宇合五代孫、因幡守正世子、彈正大弼正四位下參議太宰少  
 貳とあり、此興範、檜垣にあひて、古の白拍子なりしを知て、舞を望むとの  
 非なり、白拍子の鳥羽院の御宇、嶋千載若前といふもの舞はしめたりと  
 源平盛衰記に見えたり、和漢合運云、承久三年、嶋千載、若前舞始と見えたり、徒然草には、磯禪師まいはしめたりとあり、  
 仁和中より鳥羽院御宇まで、二百二十餘年なり、但しひかき時代、事、詳に  
 檜垣家集冠注に、冠注 檜垣冠注の遊女の名也、もと筑前國にすみ、後に肥後國に  
 來り、飽田郡白河の邊に住す、此所にしゑの府中にて、淫肆など有て、檜垣  
 がたぐゐの者も居たると見へたり、檜垣が墓、白河の邊、九品山蓮臺寺にあ  
 り、略中

〔檜垣家集〕

冠注 檜垣の遊女の名也、もと筑前國にすみ、後に肥後國に  
 來り、飽田郡白河の邊に住す、此所にしゑの府中にて、淫肆など有て、檜垣  
 がたぐゐの者も居たると見へたり、檜垣が墓、白河の邊、九品山蓮臺寺にあ  
 り、略中

怡土郡 筑前國にあり、筑前風土記に逸都縣と記す、略中

怡土嶋 怡土郡にあり、姫嶋ともいふ、人丸の歌に、下ひもの夕さりかけて  
 ときつれば君がみそぬふいこの嶋見ゆ、略中

つゝみがたき 肥後國飽田郡岩殿山のうしろにあり、略中 肥後土人の説

天慶四年五月二十日

八七九



長谷  
檜垣ノ住  
處

に、檜垣、白河の水をくみ、松尾山にかゝりて、夜々岩殿山の觀音にまうでし  
と相傳へ、其邊にひがきが事跡いとおほし、○中略  
長谷といふ所、肥後國飽田郡に有、聖武天皇御宇に、行基草創の泊瀬山長  
谷寺といへる寺、右ひがきが住せると云傳へ、石塔ある蓮臺寺より程ちか  
し、

四王子山

四王子山、肥後國玉名郡長次にあり、此所景行天皇經歷の事跡なる故に、  
天皇を腹赤村に名<sup>め</sup>石大明神といはひ、帝の皇子四人を四王子と祝ふ、其社  
ある所の山を四王子山と云、○中略

菱刈野

大すみさつまの中のひしかり野、和名類聚鈔に、大隅國に菱刈郡有、郡の  
内に菱刈郷あり、此所にある野なるべし、

霧湊

きりのみなど、大隅國霧嶋の事か、分明ならず、  
やこしの山、分明ならず、肥後益城郡に矢山といふ山あり、阿蘇大明神の  
矢をはなてる所也、もし此所をよめるにや、又同國合志郡に彌護山と云あ  
り、是ならんか、○中略

山崎

山崎にもろともゆきて、舟にのせなとする程に、大和物語抄に、むかし

御笠山

の山崎よりふねにのりて淀川にくだりし也、○中略  
御笠の山の、筑前御笠郡に有、竈門山共、寶滿山共云、日本紀云、神功皇后幸  
筑紫、自檀日宮遷于松峽宮時、飄風忽起、御笠隨風、故時人號其所曰御笠、

蓑島

みの嶋、筑前國那珂郡住吉の南にある村の名也、  
ちくせんのかぶを、みかさの山といひける、御笠郡に鎮西府と云所あり、  
太宰府也、都督府と云、西の都ともいふ、和名類聚云、太宰府並國府在御笠郡、

筑前國府

續日本紀云、天平十五年十二月、始置筑紫鎮西府、○中略

白河

白河のその水ひて云々、白河の肥後國阿曾山より流れ出る河なり、阿  
曾河といふ、豊後風土記曰、阿蘇河出肥後國阿蘇小國之峰、あそ河南北にわ  
かれ出る、南の白河といひ、北の黒河といふ、古歌に、黒河といふもことほり  
すみ染のたもとのうゑにかゝるなみだの、筑紫風土記云、肥後國關宗縣坤  
二十餘里、有一禿山、頂有靈沼、石壁爲垣、清潭百尋、鋪白綠爲質、彩浪五色、緹黃  
金以分間、天下靈奇出茲華矣、時々水滿、從南溢流入于白川、大和物語抄に、白  
川のひごあそ山より出る河なり、水色白して粉のごとしと有、阿曾、合志、益  
城、託摩、飽田等の諸郡を経て海に入、大河なり、古歌に、阿曾山の中より出る



天慶四年五月二十日

八八二

せふりの

代檜垣ノ年

原興範

興範ハ仁  
和延喜頃

後撰集及  
大和物語  
ノハ誤ルト

所檜垣ノ住  
白河ハ筑  
前ニ在リ

白河ハ肥  
後ニ在リ

檜垣始メ  
筑前ニ住  
ミ後肥後  
ニ移ル

檜垣蘭曲  
ヲ始ムト  
ナノ誤

檜垣ノ名

白河のふかき心をいかで志るべき、○中

せふりのみたけ 肥前にあり、名ある山なり、

〔檜垣家集〕

附録

右家集にのす檜垣が、白河のみつわくむのうた、後撰集

に、大貳興範に逢てよめるとあり、三代實錄云、仁和三年八月廿二日、掃部

頭從五位下藤原朝臣興範爲筑前守、大系圖云、○中興範、彈正大綱正四位禁

秘抄云、帥大貳趣任、上古必參内、中略延喜興範、友于云々、大和物語に、野大

貳、純友討手の使にくだりしときに、檜垣がよめるとあり、野大貳ハ小野好

古なり、純友討手に下りし事、古事談、將門軍記に見へたり、大系圖云、○中好

古、太宰大貳從三子按るに、藤原興範ハ仁和、延喜のころの人なり、此ときよ

り清原元輔が比までの、六七十年に及び、思ふに元輔等が、天曆五年梨壺

にて後撰集をえらびしとき、檜垣が事をいにしへ有たる事にあられための

せたるものならん、大和物語に、野大貳と書たるも、謬傳の異説を、其まゝの

せたるなるべし、

ある説に、檜垣がよめる白河の歌を、筑前の白河とす、尤筑前にも白河とい

ふ河あれども、檜垣がよめる所の河に、あらず、菅原爲長の十訓抄に、肥後

國の遊女檜垣とあり、藤原清輔の袋雙子にも、○文上ニ引ク所ノ本書と見

へたり、大和物語首書にも、右の歌をのせて、白河ハ肥後阿蘇山より出ると

記す、右に載のごとく、白河の邊、九品山蓮臺寺に、檜垣が石塔あるときは、肥

後の白河をよめるごとうたがふべからず、猶家集を考へ見るべし、

ある説に、檜垣はじめは、筑前に住、後に肥後に來り、白河の邊に住しといふ

ハ是なり、家集に、清原元輔肥後の任はて、京にのぼりしとき、かごでの所

によびて、はじめ、筑前の守なりしに、ほごもなく此國に來りて、ふたさびあ

ひ見つると記し、あるひハ怡土郡にもものいひし府官が事あれば、はじめ筑

前に住、後に肥後に來りしなり、

ある説に、檜垣ハ白拍子にて、蘭曲のはじまりと云傳ふれど、非なり、白拍子

ハ、鳥羽院の御宇に、嶋千載、若前といふ者舞はじめたりと、源平盛衰記に見

へ、徒然草に、磯禪師はじまりなりと云るせり、いづれの説によりても、檜

垣が時代より百五十年以後の事なり、

ある説に、太宰府に、かりに檜垣とつらひてすめる故に、ひがきの女とよぶ

といへるも、非なり、檜垣とハ右の遊女が名なり、

天慶四年五月二十日

八八三



服部元喬  
古瓦記

檜垣ノ屋敷跡寺ト  
爲ル寺内ヨリ  
古瓦出ヅ

天慶四年五月二十日

〔檜垣寺古瓦記〕

ひかきのおうなのうた、其事をあのせて、後撰集、大和物語にあらわれたれ、人みなしる所なり、今の其あと、寺となんなりであるといひ傳ふめり、肥後の曇龍上人、ふるさとよりふたゝひ東に向へんとて、ふるきを忍ふかたくなゝる翁か、くせをおもひはかりて、かの寺の瓦をもて傳へてあたへ玉へり、朝夕たつさひ見んに、硯になしてんとて、其みちのたぐみにこそつけてこゝろむるに、いとかたしどていなひたれ、ごゝめにけり、さはれひくごのなしに琴をたまさくりて、過せしためしもあらめやの、さるのこごからのいみしうむかしおほえて、もてあそふはかりも心ひごつにおかしきわさなりや、おのれめてたしと見るのみかは、上人のはるゝふりはへたつさへ玉へりし、心つくしの海ふかき情もすてかたきまゝに、ならぬ女もゑらてかきつくれ、にけなくこそをこかましけれ、かつのかの白川のみつから思へ、老にける身の、今はた硯の筆の黒髪に立かへるへきすちもあらずかし、硯ならても世をもてかそふる物こそあれ、はかなきいのち毛の氣のすさみの、なかきもよしなしとて、かきさしてやみつ、

八八四

寶曆八年

〔西遊記〕

一 檜垣女

七十六翁（服部）元喬

檜垣自作ノ像  
肥後國岩戸ノ觀音ノ巖窟ヨリ出ヅ

石篋ノ蓋ニ銘アリ  
像ハ陶器製ノ如シ

自作像ノ摹寫圖

家集ハ扶桑拾葉集ニ收メラ

天明癸卯（三年）の春、肥後國岩戸の觀音の巖窟の中に、或人願ひの事有りて、五百羅漢を石もて彫刻て安置せしに、其事やうゝ成就して、猶窟の額にも安置せばやと、人々はかりしかど、たやすくもいたり通ふべき所ならねば、石工をふごといふ物に入れて、繩もて山の峯より釣り下して、辛うじて其額に至り、岩をゑりうがちたりしに、一所やのらかなりしかば、いぶかしくてくしく見るに、石の篋一つを埋たり、ごりいだして、人々集り開きみるに、内に一重の石篋有り、其蓋に、檜垣女形自作といふ六字を彫付たり、蓋をひらけば、小キ像を入れたり、像は陶器のやうにも見ゆ、わたくしにはからふべきに非ずとて、熊本の官府にもて出つ、すなわち時習館に下し給ふ、館の學士打集りて、其事を書記し、且其像を摹寫し、石にゑり、紙に寫し、そこゝもてはやしぬ、其頃予も熊本にありしに、人々より此物語を聞侍りしかば、其圖をこひ得て、都のつとゝはなしぬ、此檜垣の女は、其名高くして、諸書に見へたり、後撰集十七卷に、○上ノ年ふれはノ歌又扶桑拾葉集第貳卷に檜

天慶四年五月二十日

八八五



天慶四年五月二十日

八八六

垣か家の集を載たり、又大和物語に、純友が討手の使に大貳小野好古下りて、檜垣の女が家のありしわたりを尋て、いみぢうあわれがれりと見へたり、又謠本にも、むかし筑前の太宰府に檜垣の庵り玄つらいて住し白拍子、後におそろへて此白川のほとりに住しなりと見へたり、檜垣の女はまことに賤しき白拍子なりしかど、風雅に長じ、一世に名を施し、猶千秋の後を期して、かく人跡絶たる所に、我像をみづから造りて籠置る事、丈夫にもおそろくおそろざる志なりけり、興範、好古の何くれなど、其故なきにしもあらず、

檜垣ノ事  
亦謠本ニ  
見ユ  
風雅ニ長  
ズ

〔玉かつま〕

萩の下葉

ふるき物、またそのかたをいつはり作る事

ちかきころは、いにしへをしのぶともがら、よにおほくして、何物にまれ、こだいの物としいへば、もてはやしめづるから、國々より、あるはふるきやしろ、ふるき寺などに、つたはりきたる物、あるは土の中よりほりいでなど、八百年千とせに、久しくうづもれたりし物共も、つぎ／＼にあらはれ出来る類おほし、さてしかふるくめづらしきものゝ出来れば、その物はさらにもいはず、圖をさへにうつして、つぎ／＼とほきさかひまでも、寫しつたへて、

檜垣自作  
ハ疑ハ

もてあそぶを、又世には、あやしく偽する、をこのものゝ有て、これはその國のその社に、をさまれる物ぞ、その國のなにがしの山より、ほり出たる、なにかたぞなど、古き物をも、圖をも、つき／＼しくおのれ造りいで、人をまごはすたぐひも、又多きは、い／＼あぢきなく、心うきわざ也、さいつころ、略○中檜垣嫗が、みづからきざみたる、ちひさき木の像の、肥後國の、わすれたり、何といふところより、ちかく掘出たるうつしとて、こゝかしこに寫しつたへて、ひろまりたる、これはた出たる本を尋ぬるに、たしかなるやうには、きこゆれどなほ心得ぬこと有て、うたがはしくなむ、すべてかうやうのたぐひ、今はゆくりかにはうけがたきわざ也、心すべし、

〔玉かつま〕

萩の雪 檜垣嫗が事

さきに萩の下葉の卷にいへるひがきのおうなが像といふ物の事、肥後國人にとひしに、語りけるは、かの國飽田郡白川のあたり、九品山蓮臺寺といふ寺に、かの嫗の墓といふ有て、古き石塔たてり、きざめるもじはなし、かの像といふ物は、同郡に岩殿山といふに、觀音をすゑたる岩屋のある、そのいは屋のひたひより、ほり出たりといへり、此所は、かの嫗の深く信じて、つね

天慶四年五月二十日

八八七

肥後蓮臺  
寺ニ檜垣  
ノ墓アリ  
自作像ハ  
岩殿山觀  
音ノ岩屋  
出ノ額ヨリ



山下屋  
手向ノ井

檜垣ト清  
原元輔

天慶四年五月二十日

八八八

にまうでしどころ也といひつたへて、そのあたりに、山下屋とて、まうづる  
たびごとに立よりし所也といふ寺もあり、又くみてかの佛にたむけし水  
とて、井もある也、されどかのほり出たりといふ像は、まことにいつはれる  
物なるべしと語りき、

〔檜垣家集補註〕

上總論

〔中略〕

廣足按、檜垣女のありし世詳ならず、たゞ清原元輔

の履歴によりておしはかるべし、そのまづ此集の中に、清原元輔が國守に  
て下りたるに、いたくさかり過たる聞えあるに、中略また清原元輔の守、中略  
はじめ筑前守なりしに、ほごもなく此國にきて、ふたゞびあひ見つるに、  
今のわれも人も老にたり、中略云々あるをおもふに、此時さかりはいた  
くすぎて、やう／＼年老たりと見えたり、老かれども、ことものせうそし  
たるを、いなりといふ人にゆづりて、いなりこそ人のおもひはなすときけ  
こよめれば、此せうそこは、けさうぶみと見ゆめるを、いかにさかりすぎた  
らんにもせよ、人のけさうぶみおくるほごなれば、さのみ老くつをれたる  
にのあらざるべし、さればかの、老はてゝかしらのかみは白川のごよめる  
よりは、はるかにまへつかたのことゝおもはるゝなり、さかり過たるとい

和寛弘ハ  
代ノ人ナ  
リトハノ  
リハノノ  
トヨリハ  
トヨリハ  
元ノ若シ  
後守ノ肥  
ルビラレ  
年レニノ  
月レ任タ

檜垣ノ歿  
年

ひ、今のわが身のなごいへる詞、いたく老にきはまりたるさまとは見えざ  
る也、されば元輔よりはなほわかくて、應和、康保のころをさかりにへて、長  
保、寛弘のころ老にきはまりたりと見えたり、そも／＼元輔よりこしわか  
しといふ故は、歌仙傳清原元輔傳に、天曆五年正月、任河内權少掾、中略寛和  
二年正月、任肥後守、永祚二年六月卒、年八十三、大日本史寛和二年卒、年八十  
三とあるハ寫誤か、拾芥抄に  
歌仙傳の  
も永祚二  
年六月と  
あるべし、ごあり、永祚二年八十三にて卒せば、寛和二年肥  
後守にて下りし、七十九の時也けり、これ上に引る文に、今のわれも人も  
老たり、又つくしのかたにくべきにあらずといへるにもかなひ、拾遺集別  
に、肥後守にて清原元輔くだり侍けるに、源滿仲せむし侍けるに、かひらけ  
ざりて、元輔、いかばかりおもふらむとかおもふらん老てわかるゝとほき  
わかれをさあるにもかなへるなり、わねも人も老にたりといへる、此人ハ  
に、元輔と  
年のほど、  
さのみもか  
ハらざるが  
ごとくなれ  
ど、上にも  
限  
るごとく、六七十歳の人にして、ハ、艶書おくれるにかなハず、又國守の任限  
ハ四年なれば、のほり、なほいとわか、いりけんとおもはるゝなり、されば、かくて元  
輔は任はてゝのぼられるまたの年なごや身まかられけむ、永祚二年ハ  
正暦改元ニ  
て、寛和二年より五年、檜垣女はなほのちまでながらへて、後の國守のごは  
にあたり、はなり、五年

天慶四年五月二十日

八八九



後撰集ノ  
詞書ハ疑  
フベシト  
説

純  
友  
ハ  
興  
ノ  
後  
撰  
集  
ハ  
疑  
ト  
説

天慶四年五月二十日

八九〇

れけるをり、老はて、云々のうたをよみて、其後いくほごもなく身まかりぬるにやあらん、すべて右のおもふきごもは、此集の詞につきて考たるなり、さていと心得がたきことは、後撰集に入たる歌也、そは雜三に、○上ノ年ヲ以テ略ス、とあり、興範朝臣ハ、公卿補任によるに、延喜十二年太宰大貳とありて、同十七年十月十一日卒とあり、此卒年よりかぞへても、ひがき女の老にきはまりけん世までは、七十年にあまれり、檜垣女ハ興範朝臣の身まかられて後や、うまれたりけむ、されば興範朝臣にあひて、右のうたよめりとするの、いたくたがへること也、こは井澤氏の説のごとく、後人の玄か書なせるものごさだむべけれど、さてもなほいと心得がたきハ、元輔梨子壺五人のうちにて、後撰集をえらばれるは、天曆五年十月にて、かの永祚の卒年より四十年前にて、四十三の時也、玄かるを、七十九の時、肥後守にてあへりし檜垣女が、それよりも後なる、老はてたる時の歌を、天曆五年の撰集にのせらるべきよしなし、かれおもふに、後撰集ハ、天曆五年に詔ありて、えらばしめたまひしかど、あらためて奏覽をもへずして、草案のまゝにてやみぬる集にて、袋草紙に、未定ニテ止之、仍無四度解とあり、い後世につたは

後撰集ノ  
詞書ハ疑  
ト説

純  
友  
ハ  
興  
ノ  
後  
撰  
集  
ハ  
疑  
ト  
説

後撰集ノ  
詞書ハ疑  
ト説

天慶四年五月二十日

八九一

れる本もさまざま、たがひありて、歌も多き少きいと異なりけん、後撰集の由事ハ、本居翁の詞のつかねを、また岸本、かゝれば後の人の、つきん、にくはへもけづりもしつと見ゆれば、檜垣女が歌も、そのかみ元輔たちのえらばれし時はなかりけんを、いと後にかの歌を聞傳へたる人の、詞書をむかしの事のやうに書なし、歌をもいさゝかなほして、入たるものごおぼしき也、後撰集なる詞書に、水をもて出てよみ侍りけりごあるよりも、此集のごとく、かくれもあへず、せむすべなくてよめるさまなるぞ、まことしくいおぼゆる、さてまた大和物語に、○上ノ鹿ヲ以テ略ス、とあるも、こゝろえがたし、そは純友がおほやけにそむきまつりしは、朱雀天皇の御代にて、野大貳、好古、討手の使は、天慶三年の事にて、同四年に純友は亡びたりき、扶桑略紀略、李部王、記、玄かれば、これも、檜垣女が老ぬるころよりは、はるかにまへのことにて、小野好古ハ公卿補任によるに、天慶八年太宰大貳、康保四年三計たがへり、檜垣女ハ、かの純友が亡びたりしころは、二十にたらぬわか人なりけむ、かれおもふに、大和物語なるも、後撰集のごとく、古のごとになして、其さまごをかしくつくりなしたるものなるべし、物語文ハ、あらく



上檜垣ハ村  
ノ人ノ頃融ハ天  
説ナリト

肥後ニ還  
モリタル後  
ス前ニ猶ホ筑  
往來

天慶四年五月二十日  
八九二  
つりなすことされば、あこめ一かさねぬきてやりけるとあるも、此集の元輔の妻の周防命婦か物かげたること、秋のみちをよませしも、此集の肥後守の館にてとあるを、みな野大貳のことにつくりなしてかけるなるべし、純友がさわぎにあへることまことならましかば、此家集にも、其おもふき書べきに、老にきはまりてとのみある、おのづから老おそろへたるさまどこそ聞ゆれ、そはとまれかくまれ、かくくさん、のたがひあれば、檜垣女のことは、たゞ此集の詞と、元輔の履歴とによりておもひさだむべし、かれ村上、圓融の御代のころ、さかりなりし女とおぼしきなり、廣足按に、猶いはゞ此集に、宇佐の國とし、香椎宮のまつりの使の小貳など、みな肥後にたづねきぬるよしひ、肥後守の館にて歌よみしことも見え、又しりたる人のむかへたれば、筑前の國にまばしあるほごに、日ごろになれば、かへりなんとおもふに、監なる人の妻は、なまじぞくなるに云々ともあれば、筑前より肥後に來りすみて後も、をり、筑前にゆきかよひしと見えたり、さて白川を筑前なりといふは、後撰集につくしの白川にすみ侍りけるとあるより、ゆくりなくいへる説也、つくしとは、筑前筑後にいかぎ

檜垣ハ白  
拍子中ノ  
白眉

らず、いにしへ九國の惣名也、かつ白川といふ名はおほく聞えられど、檜垣女の事跡ある、肥後の白川なる事うつなし、廣足按に、檜垣女を、白拍子の始也といへる説、非なれど、其さま白拍子といへるものに、大かた似たるものなりけん、そは古の遊女といへるものは、みなおのが家において、いとみやびたるものなりけん、かれ貴人のめしにも隨ひて、宴席にさぶらひ、興をそへ、こゝろをなぐさめしなり、かくて後世まで名をのこせるは、ことにすぐれたりし遊女ごもにて、其中にも、此檜垣女などは、老はてし後まで國守にもとはれ、家集さへ世につたはれるは、其かみ名だかゝりけんほどおもひやらるゝなり、上つ代にては、萬葉集に、大伴大納言の君の、つくしより都にのぼりたまへる時、水城まで送りこし、筑前の遊女兒島といへるは、離別の歌をよみつるによりて、大納言の君も、水城の上になみだのごはむこよみたまひ、越の國なる蒲生、娘子、内藏忌寸、繩麻呂の館にて、大伴家持ぬしの心をなぐさめ、或は史生尾張、少咋がおもひまごへる、佐夫流兒など、みなおなじさまの遊女と見えたり、中ごろよりこなたにては、古今集の白女、大和物語の大江玉淵が女、撰集抄の江口君、ま



今世ノ遊  
女ノ比ニ  
非ズ

檜垣ニ因  
ミテ命名  
ストノ説

肥後國府  
跡ヲヨリ  
互ヲ發掘

服部元喬  
ノ檜垣寺  
古瓦記ハ

天慶四年五月二十日

八九四

たかの白拍子といへるものにては、妓王、妓女、佛、穢禪師、靜、龜菊など、東鑑盛衰記等に見えて、みな人のしれるところなり、これらもいひもてゆけば、いにしへの遊女のながれにて、今の世にさるふるまひするものとは、いたくことなりしことを去るべし、俗説に、興範朝臣、檜垣姫にあひ、古の白拍子なつくれたなくして、舞ぬといへるは、説曲なるべし。

廣足按に、檜垣とは、かの兒島、蒲生、佐夫、流兒などのたぐひの名也、また源氏物語に、ひがきといふもの、あたらしうしてなごいひて、いにしへかりそめなるすまひなごにしつる垣と見ゆれば、それによれる名にてもあるべし、これも説曲より出たるひがごとくや、

廣足按に、今白川の西岸に二本木村ニホシキといふあり、いさゝかの町ありて、古の國府の跡なりといへり、或書云、今の裏門の本木の跡なりといへり、其町の西に、清原元輔屋敷跡或書云、元輔屋敷、今在廳屋敷とあり、國造社と無漏小路長氏代々相傳へり、といひて、たかむらの茂りたる所あり、本文に肥後守館とし、其うしろなる小川の中より、今も古瓦の出るあり、同藩岩越某がひろひ得たるには、大同元の三字のこれり、其ふるきことあるべし、太田氏の南畝券言に、服部元

此ヲ誤ル  
トノ説

檜垣殿後  
ツニ其屋敷  
塔ヲ建跡

國守加藤  
忠廣塔ヲ  
熊本城中  
ニ移ス

喬の檜垣寺古瓦の記の假字文といふものを、此古府の古瓦といふものは、かゝればいひ傳ふる如く、正しく古府の跡なりけり、さて檜垣女の墓ある蓮臺寺まで、白川の堤つたひに、道五町ばかり、其地をやがて蓮臺寺村といへり、檜垣女老て後此地にすみしを、身まかりて後にそこに塔を建しものなるべし、さてのちに寺は建しなるべし、寺僧もいへり、縁起あれど、此塔墓碑なりといへどおぼつかなし、もし供養塔などなるべし、其葬りけん地は、いづくにか今玄りがたし、いかにまれ、いさぶるき塔なれば、其形を左にうつせり、さて此塔寛永のころ、玄ばらく熊本の城中にすゑおかれけるものと見えたり、加藤氏國守た今蓮臺寺に、吾先君忠興朝臣の御消息文を傳へたるにてあるべし、

昨日申度候得つれども、初而參候故無其儀候、今日ハ天氣惡敷、河尻へ逗留申候内、越中所より歩之者參候間、幸与令申候、仍而ひかきの女の石塔を肥後守居間之庭に居候へ而御入候、此女の三代集之内にも入、無隱儀候、左候への國之古跡にて候、其はかの石塔迄取候事、氣ちかい一つの内たるへきかと存候、其上見事にも無之候、萬事肥後守仕様惡敷事ハ

天慶四年五月二十日

八九五



細川忠興  
塔蓮臺  
寺復へ

天慶四年五月二十日

八九六

不可仕置候儀候條、當年中ここれを取除むかしの所こ遣しむかしの不  
替様取立置可然かど存候、各分別候而、能時分越中こ可被申聞候、以上、

十二月廿一日

三齋

四郎右衛門殿

道孝老

竺印

中庵

忠興ノ子  
利其塔  
建舊地

右御書中、肥後守とあるハ、先主加藤忠廣清正の子、ぬし也、越中とあるハ、則吾忠  
利君なり、この忠利君、肥後國をたまはりて、御父忠興君ハ、八代の城にすみ  
給ひて、はじめて熊本の大城に入たまひし歸るさに、河尻の里に一夜やど  
り給へりしに、熊本より御使奉り給へるたよりにつけて、侍臣の人にたま  
はれる御書なり、そのはやく豊臣秀吉公の御供にて、薩摩國を攻給ひしと  
き、道のついでに、蓮臺寺に立よりて、此塔を御らんじけるを、よくおぼえ  
たまへりしなりといひ傳ふ、かくて右の御書のおもふきを、忠利君聞しめ  
し、やがて其塔を蓮臺寺にかへし、もこの所に立おかせ給ひぬ、後に此御書

岩殿山觀  
音ハ榎垣  
ノ常ニ參  
詣セシト

をも、竺印より蓮臺寺にをさめ、其後また長岡友山より、榎垣嫗の像をうつ  
し、みづはくむまでの歌を、西園寺の君の御染筆をこひ申て、同じく寄附し  
おけり、

上文、井澤氏のいへる岩殿山觀世音寶華山雲巖寺ハ、今熊本の大城よりの今  
ち二里ばかりにあり、いとおほきなる巖窟にて、此巖を靈巖洞といふ、こと  
の記、其中に觀音を安置せり、こは其かみ榎垣嫗が深く信じける觀音にて、  
はるる、白川の水をくみて、常にたむけぬるよしいひつたふ、さてかの雲  
巖寺に、榎垣女自作形といへるものあり、そは先年かの巖窟の上より掘出  
たる也、其ことはやく橋南谿が西遊記に記せれば、今其文をこゝにあげて、  
いさゝかたがへることどもを分註にこゝわれり、西遊記云、○文、上ニ引ク  
テ略ス、廣足按に、此像の事、はやく玉かつまにも、或人のいへることゝて  
まゐるされて、又後にそは偽物なるよしいはれたれど、其ありしやうの右の  
ごどくにて、さらにいつはりならず、其事にあづかりし村本某、くは自作  
とあるをうたがふ人もおほかれど、其さまいごふるく、蓋などのさしま後世  
人のたくみの及ぶべきにあらず、かれ按に、此像ハ榎垣女の自ラ作り置た

榎垣自作  
ハ偽物ト  
ノ非ハ作  
像ハ非ト  
ノ説

天慶四年五月二十日

八九七



りしを、ゆかりある人か、またのまたしくかたらひし人などの、檜垣女の死後に、さる所にの上おきたるにやあらむ、みづからいさばかり信じけん、觀音の窟の額に、吾像をあげおくべきものごとおぼえず、そはごまれかくま

家集  
他人ノ歌  
トノ混入  
ノ説

れ、いとめづらかなるものになむ、西遊記に、風雅に長じ、一世に名をほどこる所に、我像をみづから作りて籠置る事、丈夫にもをさく、おとらざるこゝろざしなりといへり、遊女のた籠置るは、古も今も名をおもふものなれば、さる事あらじともいひがたし、  
按に此集の、檜垣女そのかみ、かりそめにものに記しおきたるがのこれるを、後の人のかきあつむとて、くはへし歌も有しなるべし、はじめの條に、老たるほどの事ありて、なからにさかりなるころのことまじれり、末にはあだし人のことをもあるし、をりに、また或本に此歌ありとぞといへる詞あるは、異本もさまざまありしを、後人の書くはへしものなり、さてかゝるさまのはかなきをりふしの歌ごもは、いごさはなりけむを、ごごさら記しごごめず、はた記せるもちりぼひうせしなるべし、これはたごかたのしのこれるものごおぼしき也、末のかたの物語のかたの文跡まされるやうなるハ、此文を直して、彼物語のか

異本七部  
アリ

こたび此集に、いさゝか註をくはふとて、書あらたむるにつけて、異本五六部をあつめ見るに、これかれよきあしきあるは、はやくうつしあやまれるもあるべく、又もごよりごごなりと見ゆるもあり、されごいま、其おほきかたを本文にあげ、異なるをかたのら、また下にあるして、おのがごごもてみだりによしあしをえらばず、いさゝかもさかしらをくはふる事なし、異本ごの、かの蓮臺寺につたへもたる寫本、註に寺本と記す、井澤氏の註本、井澤寺本、群書類從、本、扶桑拾葉集、本、村本某所、記す、群書類聚の中なる本、類本と記す、扶桑拾葉集の中なる本、記す、村本某所、記す、契冲師自筆書入の本、師本と記す、此は師の家につたへもたるり、おのがはやく寫せし一本なごなり、此外猶よき本あるべけれど、今廣くもごむる事をえざれば、右の本ごもの中に、異同を記しぬ、さて右の本ごも大かたの、おなじさまなるを、たゞ井澤本のみ、條々の序ごごなり、そは數本校合せし本によれるならめ、餘の本みなおなじく、かつ或本に此うたありとぞといへる詞みなありて、こはかならずをりにあるべき詞なれば、しばらく其おほきかたに、たがへり、そのほか異なるごごももあるは、其ごごころん、いへり、

蓮臺寺本  
井澤長秀本  
群書類從  
本、扶桑拾葉  
集、本、村本某  
所、記す、契冲  
師自筆書入本  
中島廣足本  
自筆本



天慶四年五月二十日

蓮臺寺本奥書

右之一冊者、飛鳥井前大納言雅章卿眞筆、以不違一字書寫畢、尤後代可爲明鏡者也、

于時寛文七年六月下旬

法橋玄幸在判

井澤本奥書

元久二年五月二十九日校合了、

從三位治部卿平判官

天文三年重陽日、以三本遂校合畢、

天正二年六月十日、於讚州、參考數本、加改正、

群書類聚本奥書

元久二季五月廿九日校合畢、

從三位治部卿平朝臣判

此集、井澤氏の冠註寶永四年著述、あなれど、なほくはしからず、おのれ此ごろいささか考たることどものあるを、今其冠註に附して補註と名づく、あかはあれど、あまざかるひなにすむ身の、書見ることさへともしければ、引もらせること、おもひひがめたることなどおほかるべし、さるは、たゞわらはべのためにとてのまわぎになむ、文中註云とせるハ、おのが補註なり、

吾肥後のくぬちに、古書に出たる名所ども、これかれ聞えたれど、さだかならぬがおほかるを、此檜垣女の事、まさしく其事跡つたはりて、像といひ、塔といひ、さるふるきもの、今のよまで遺れるは、いとめづらかにおぼゆるを、これのみは、なほみやこがた人も、あしゆかずして見るべきものにしあらねば、つたなき筆に、其圖をさへうつつし出ぬ、

文政七年十二月二日

中島廣足

○檜垣、肥後守清原元輔ノ妻子ニ歌ヲ贈ルコト、寛和二年正月二十八日ノ條ニ見ユ、

二十三日、壬午凶賊藤原純友追討ノ爲メニ、仁王會ヲ行フ、

〔師守記〕 貞和三年十二月十七日、乙酉、

(裏巻) 天下兵革時被行御祈例

(天慶四年五月) 廿三日、有仁王會事、爲追討山陽南海道凶賊純友也、有呪願文、

○僧義海等ヲシテ、海賊ヲ調伏セシムルコト、本月十八日ノ條ニ、純友誅ニ伏スルコト、六月二十日ノ條ニ見ユ、

二十五日、甲申外記政、

天慶四年五月二十三日 二十五日



雨儀

天慶四年五月二十七日

〔洞院家記〕

補侍從所々監事

御記

同四年五月廿五日

殿仰云、皆上達所

九〇二

爲雨日著左衛門陣、於官人坐下、著淺履著云々、已往無此事、猶著深履著者、

〔山槐記〕

除目

建久三年十一月廿日

前大炊頭常尙勘申、

一初御前儀日、京官除目被行例、

朱雀院、○中

天慶四年五月廿七日、京官除目始也、初於御前行之、

御前ニテ  
始テ除目  
ヲ行ハセ  
ラル

六月

庚寅朔

一日、外記政、

〔西宮記〕

○臨時一家大永鈔本

天慶四年六月一日、政、有申文、中辨以下遲參

者、右大辨藤在衡朝臣出於申文云々、上卿著座後、始從廳事、時雖大辨不參、有

申文、

六日、右近馬場ニ於テ、兵士ヲ試ム、是日、追捕使等、賊徒ヲ擊破スル由

ヲ奏ス、

〔日本紀略〕

朱雀院

六月六日、乙未、於右近馬場、試瀧口、中戸諸家及貞盛朝臣

兵士、追捕使等飛驒、言賊徒被擊破之由、

廿四日、癸丑、於右近馬場、試近江、美濃、伊勢等兵士、

○二十四日、兵士ヲ試ムルコト、便宜合致ス、征西大將軍ヲ任ズルコト、

五月十九日ノ條ニ、藤原純友誅ニ伏スルコト、本月二十日ノ條ニ見ユ、

十日、權中納言兼民部卿從三位源是茂薨ス、

〔日本紀略〕

朱雀院

六月十日、己亥、中納言從三位源朝臣是茂薨、

〔公卿補任〕

五

權中納言從三位源是茂 民部卿、六月十日己亥薨、五十六

天慶四年六月一日 六日 十日

九〇三

申文アリ  
大辨不參

瀧口諸家  
及貞盛朝臣  
等ノ兵士  
ヲ試ム  
近江美濃  
伊勢ノ兵  
士ヲ試ム



仁和二年

薨奏

官歴

世系

天慶四年六月十日

六月三日、官櫃緒并封鼠食切、其物忌昨日也、件卿當可慎之年内、生年仁和二年丙午、參議六年、中納言三年

九〇四

〔本朝世紀〕七月

十日薨而、以件奏文、大外記三統宿禰公忠、先令覽上卿、覽了之後、召少納言大江朝臣朝望給之、即又付内侍令奏聞、外記以不可音奏之由、仰内豎了、

〔公卿補任〕五

參議正四位下源是茂、五十七、光孝天皇第十皇子、母藤原門朝臣女、延喜七正七從四上、同十正十三美濃守、十二年正廿七侍從、十五年正廿五兼信乃權守、十六年八廿九兼越前權守、廿一年正卅兼讚岐權守、廿二年正七正四下、延長元六廿二兼右京大夫、同年正月十三日左兵衛督、同六年正廿九兼伊勢權守、同八正廿九兼紀伊權守、承平四十二廿一任參議、左兵衛督如元、同五年十二月十七日兼勘解由長官、同六年正月廿九日兼讚岐權守、同七年三月八日遷兼左大辨、讚岐權守如元、天慶二年八月廿七日敍從三位、任權中納言、大辨勞、十二月廿七日兼民部卿、

〔本朝皇胤紹運錄〕

光孝天皇

源是茂 中納言、從三、民部卿、母藤原宗女、

〔尊卑分脈〕

源氏 光孝天皇孫

光孝天皇

是茂

左中辨、從三、中納言、民部卿、左兵衛督、右京大夫、右中將、後撰作者、仁和五年賜源姓、天曆四十六薨、母藤原門朝臣女、

師世

筑前守、從五下、母、

師之

言薩摩守、從五下、母、

〔尊卑分脈〕

嵯峨源氏

昇

是茂

母、爲小松天皇子、

師世

母、

〔後撰和歌集〕

戀歌四

心さしをろかにみえける人につかはしける、

なかきかむすめ

またさりし秋はきぬれとみし人の心はよそになりもゆくかな

返し

源是茂朝臣

君をおもふ心なかさは秋の夜にいつれまさと空に去らなむ

天慶四年六月十日

九〇五

平中興ノ  
女ト贈答



〔勅撰作者部類〕

自帝王至庶人之部 是茂從三位中納言源光孝帝御子天慶四年薨五十七

後撰集戀四一

十一日庚子備中備前等ノ飛驒使海賊遁去ル由ヲ奏ス、

〔河海抄〕

玉十 李部王記云、天慶四年六月十一日、是日備前備中淡路等飛驒至、備前使申云、賊二艘純友等也、從響奈多捨舟脱遁、疑入京歟云々、

〔参考〕

〔袖中抄〕

十二 ひちきなた

〔参考〕

きのふこそふなてはせしか伊佐魚とる比治奇のなたをけふみつるかな

顯昭云、ひちきのなたは播磨にあり、いさことるとは、いをとると云なり、俗説には、ひちきのなたともいふ、

考孫姬式云、

あふ時はますみのか、みはなるれば響のなたのなみもとゝろに

又忠見集云、延喜御時、躬恆か御厨子所にさふ（此脱カ）ひける例にて、年來つの國に行けるを召上て、天曆御時、御厨子所に以て奏する歌、

としをへてひちきのなたにしつむ船浪のよするをまつにそありける

然はひちきひきともに有本説歟、

ちひき灘  
トモ稱ス

響灘ハ播磨ニ在リ

治奇灘ト比

純友ノ賊ヲリ舟ヲ捨テ遁ル

ちひき灘  
トモ稱ス

響灘ハ播磨ニ在リ

治奇灘ト比

純友ノ賊ヲリ舟ヲ捨テ遁ル

ちひき灘  
トモ稱ス

響灘ハ播磨ニ在リ

治奇灘ト比

純友ノ賊ヲリ舟ヲ捨テ遁ル

ちひき灘  
トモ稱ス

響灘ハ播磨ニ在リ

治奇灘ト比

純友ノ賊ヲリ舟ヲ捨テ遁ル

或歌枕には、ちひきのなたとかけり、ちとひと同ひきなればかよひて云歟、又ひちきをちひきと上下してかきたかへたるにや、

〔河海抄〕

玉十 ひちきのなたもなたらかにすきかいそくの舟にやあらん、○中

〔萬葉集略解〕

上十七 ひちきのなたは袖中抄に、播磨に有、俗説には、ひちきのなたともいふ歟、李部王記云、○河海抄ニ引ク所ノ李部王記ニ同ジキヲ以テ略ス、源氏物語玉かづらに、ひちきのなたもなたらかに過ぬ、又忠見家集に、うかれめの歌、音にきゝめにはまだみぬはりまなるひちきのなたといふはまここかなど見ゆ、もとひちきといひしを、後にひちきと訛れるか、又はもとよりひちきの灘なるを、今比治奇と有は、字の誤れるにやあらん、たゞ此所にのみ比治奇とあるを以て、ひちきを後の誤とせん事、いかゞなれば也、

〔参考〕

此歌の詞には、年比攝津國に候けるをといへり、然ば當國の名所歟、袖中抄顯昭云、ひちきのなたは播磨にあり、俗説にはひちきのなたとも云々、

〔参考〕

忠見集、年をへてひちきのなたにしつむ舟の浪のよするを待にそありける

〔参考〕

天慶四年六月十一日

〔参考〕

九〇七



〔萬葉集名處考〕

五部

ひぢきのなだ

比治奇乃奈太

忠見家集に伊豫

に下るに、よしあるうかれめに、○歌萬葉集略解ニ引ク所ノ忠とあり、ひぢきの灘と云るは、比治奇の灘を訛れるものなるべし、伴の歌によらば、播磨なり、河海抄に、袖中抄顯昭云、ひぢきの灘は播磨にあり、俗説には、ひぢきのなだとも云と云々、李部王記云、○文河海抄ニ引ク所ノ李部とあり、契沖云、備前、備中、淡路等の飛驒の、賊船のひぢきの灘より曉に遁るといへるによれば、備後よりなほ西にやと云り、按に、明石と淡路との間一里餘ありて、それを明石の迫門といふ、此迫門を西に離て播磨灘あり、此灘に鹽の満涸ありといへり、此灘をいふか、

響灘ハ播磨灘ニ同ジトノ説

響灘ハ備前ニ在リトノ説

〔備陽國誌〕

十一古蹟

兒島郡

響の灘日比村の海、又ひぢきの灘と、いふ、○中略

萬葉拾穂抄に、ひぢきの灘はひぢきの灘也、袖中抄に播磨、名寄に備前とありと、

源氏玉かつらの巻に、思ふかたの風さへすみて、あやふきまで走りのほりぬ、響の灘もなたらかに過ぬ、海賊の舟のごふやうにてくるなど云者有、海賊のひたふるならんよりも、彼のおそろしき人の追くるにやと思ふに詮

方なし、

うき事に胸のみさわくひ、きには響の灘もさわらさりけり○中略

又玉葛の巻、響の灘の下に、例の船子共からごまりより、川尻おすほごはごうごふごあり、併せ考るに、響の灘は此所ならん、

○公卿ヲ御前ニ召シテ、純友ノコトヲ定メシムルコト、正月十五日ノ條ニ、純友誅ニ伏スルコト、本月二十日ノ條ニ見ユ、

十四日、外記政、

卯

〔洞院家記〕

十補侍 從所々監事

御記

同年六月十四日

南申文、食了後、左中

二十日、前伊豫掾藤原純友、誅ニ伏ス、

〔本朝世紀〕七月廿七日、乙酉、去月廿九日、自伊豫國、持六月去月廿日討殺純友之

由解文、其使者來著於外記、

十一月五日、辛酉、○中略、小野好古、純友ノ軍ヲ筑前博多津ニ擊ム、逃到伊豫國之日、彼國警固使橘朝臣遠保、斬獲純友并男重太丸、ノ首級ヲ橘遠保、純友父子カ、ル、七月七日ノ條ニ收ム、

天慶四年六月十四日 二十日

南所申文

伊豫國解文

警固使純友、遠保、斬獲重太丸、子重、斬獲



天慶四年六月二十日

〔師守記〕 貞和三年十二月十七日、乙酉、

天下兵革時被行御祈例

六月廿日、伊與國警固使橋遠保、與賊首藤原純友合戰、爲遠保射落被斬了、

〔扶桑略記〕 朱雀天皇 天慶三年十一月廿一日、純友追討記云、○中略、小野好古、純友ヲ

擒、次將等皆國々處々被捕、純友乘扁舟、逃歸伊豫國、爲警固使橋遠保被

〔本朝世紀〕 天慶二年十二月廿一日、丁巳、今日伊豫國進解狀、前掾藤原純友、去

承平六年、可追捕海賊之由、蒙宣旨、

〔貞信公記抄〕 天慶三年正月卅日、左丞相來議奏、可敍純友五位事、

二月三日、純友位記給、蜷淵有相遣之、

三月二日、給純友位記使、蜷淵有相、將來申悅狀、

〔尊卑分脈〕 藤原氏

良範 大宰少貳、筑前守、

純友 三男、伊與掾、從五下、西海道賊首、母（頭書）平將軍將門謀叛同意、去承平年中、不

有信 母、

純友捕へ  
ノニ死ス  
ト中へ  
官歴  
海賊追捕  
ノ宣旨ヲ  
蒙ル  
五位ニ  
セラル

世系

純友實ハ  
高橋友久  
ノ男

弟純素西  
國ニ誅セ  
ラル

子諸純讚  
岐琴彈ニ  
討死ス

〔系圖纂要〕 二十六 藤原朝臣 藤原氏 二十

良範 藤原朝臣 藤原氏 二十

純春 土佐前司、

純義 若狹守、從五下、

純友 實伊與前司高橋友久男、伊與掾、從五下、天慶二年

純乘 十二月、爲賊首謀反、同四年六月、奔伊與國被誅、

純正 主殿首、春宮權亮、

純素 於西國被討、

純行

純業

諸友 一ニ有純、又有信、

諸純 伊與太郎、又有信、

純年 於讚岐國琴彈討死、

天慶四年六月二十日







トナ語リ傳ルヘタトヤ、

〔大鏡〕

内大臣道隆

此種材か

すちなり

此

純友は、將門同心にかたらひて、おそろしき事はたてたるもの也、將門はみかどをうちどり奉らんといひ、すみともは關白にならんと、同じく心をあはせて、この世界に我と政をし、君となりてすきんといふ事を契合て、ひごりは東國にいくさをと、のへ、ひごりは西國の海に、いつくともなくおほいかたをかすしらすあつめて、筏の上に土をふせて、うへ木をおほし、よも山の田をつくり、すみつきて、おほかたおほろけのいくさに、どうすへくもなく、なりゆくを、かしこくかまへて、うちてたてまつりたるは、いみじき事なり、それはけに人のかしこきのみにはあらし、王威のおはしまさむかきりは、いかてかさる事はあるへき、

〔神皇正統記〕

朱雀天皇

藤原の純友といふもの、將門に同意して、西國にて叛

亂せしを、少將小野好古を遣はして追討せらる、天慶四年に純友かくて天下をつまりき、延喜の御代さしも安寧なり、まに、いつしか此みたれ出来る、天皇もをたやかにましましけり、又貞信公の執政なりしかは、政のたかふ

純友將門同心シ  
タテ其關白  
スラント

西海ニ無  
數ノ舟筏

將門ニ純  
意シテ同  
友西國ニ  
叛亂ス

小野好古  
ヲ討テ追  
討セシム

純友將門  
ニ通シ  
九州ヲ攻  
ス略セント

事侍らし、時の災難にこそぞ覺え侍る、

〔賀茂皇太神宮記〕

次の帝は承平のみかど、朱雀院とぞ申ける、中この御

代に至りて、世中騒しき事あり、中藤原の純友といへる者將門に内通して、西國にて謀逆を起し、筑紫九ヶ國をうち靡けむとす、東夷西戎一時に起りて、四海を動し侍しかば、天下の騒、人民の歎、いふばかりなかりき、

○純友等ヲシテ、南海道海賊追捕ノコトヲ兼行セシムルコト、承平六年六月是月ノ條ニ、官符ヲ攝津丹波等ノ七國ニ下シテ、純友ヲ召進メシムルコト、天慶二年十二月二十一日ノ條ニ、純友ノ士卒、攝津須岐驛ニ於テ、備前介藤原高播磨介島田惟幹等ヲ虜ニスルコト、同月二十日ノ條ニ、純友等ノ兵亂ヲ禳ハンガ爲メ、大神宮ニ奉幣使ヲ發遣シ、五畿七道ノ名神ニ位一階ヲ加フルコト、同三年正月七日ノ條ニ、追捕凶賊使小野好古、純友、海路上京セントスルノ由ヲ奏スルコト、同年二月二十二日ノ條ニ、公卿ヲ御前ニ召シテ、純友ノコトヲ定メシムルコト、本年正月十五日ノ條ニ、追捕山陽南海兩道凶賊使小野好古、純友ノ軍ヲ筑前博多津ニ擊破スルコト、同年五月二十日ノ條ニ、備中、備前等



天慶四年六月二十日

九一六

ノ飛驒使、純友等遁去ル由ヲ奏スルコト、本月十一日ノ條ニ、伊豫國、純友誅戮ノ解文ヲ奏スルコト、同月二十九日ノ條ニ、伊豫警固使橘遠保、純友父子ノ首級ヲ進ムルコト、同年七月七日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔北肥戰誌〕

十六

有馬家由來之事

純友ト平將門  
任國伊豫  
逆下リテ  
ツ意ヲ企テ

抑此仙岩ノ曩祖伊與權守藤原純友カ事ヲ傳聞クニ、昔天慶ノ初、武藏權守、平將門ト心ヲ合セ、世ノ亂レシ時、兩人契約シケルハ、此度天下ヲ奪取テ、將門ハ王孫ナレハ、帝王ニ可成、純友ハ大織冠ノ末ナレハ、關白ニ成ヘシト談合シ、將門ハ關東ニ在テ、自ラ平親王ト稱シ、東百官ト名付テ、私ニ官職ヲ立、百官ヲ召仕ヒ、下總國猿鳴郡於石井郷旗ヲ揚、純友ハ任國豫州ヘ下テ、共ニ逆意ヲ企テ、天下ヲ暗闇ニ成ントス、サレトモ王事無盪シテ、將門ハ俵藤太秀郷カ爲、承平二年<sub>辰壬</sub>二月十三日、於關東梟首セラレ、純友ハ六孫王源經基、大納言橘好古、民部少輔藤原伊傅、大藏朝臣春實、越智朝臣好方以下ニ被攻テ、天慶四年<sub>丑辛</sub>五月三日、誅伐セラル、然ルニ純友ノ子遠江守直澄豫州ヲ沒落シ、其子孫肥前國高來島ヘ漂著シテ、永ク有馬ヘ居住シケリ、斯ル朝敵ノ

子孫平姓ヲ冒ス

純友日振鳥トノ死説

子直澄常陸ニ潛居ス

純友ヲ教諭スレドモ悛メズ

末成シ故、終ニ上洛難成、年久ク邊鄙ノ奴子ト成果居タリシニ、サイツ比ヨリヤ有馬浦ヲ知行シテ、其在名ヲ稱<sub>略</sub>○中亦往古將門純友ト父子ノ契約ヲナシテ平氏ヲ援シ故、有馬家中比ハ平姓也、

〔藤原有馬世譜〕

首

良範

純友 從五位下、伊豫掾、天慶四年六月、敗死伊豫日振島

純素 春宮權亮

有信

直澄 相馬小次郎、遠江權守、志津郷、爲質于關東、潛居常陸

純年

〔越前有馬家譜〕

丸岡

良範 從五位下、筑前守、太宰少貳、母大和守門成女

純友

從五位下、伊豫掾

醍醐天皇時、敍從六位、任伊豫掾、任滿不還、居伊豫日振嶋、侵掠、天慶二年、朝廷下符教諭、優獎授從五位下、不悛、四年六月敗死、

天慶四年六月二十日

九一七



子直澄平  
將門ノ養  
子トノ説

純友謀反  
ノ起因  
國十七箇  
スヲ侵掠  
純友阿波  
鳴門ノ入  
水門ノ入  
説ス

天慶四年六月二十日

純素 春宮權亮主殿首

有信

直澄 相馬次郎遠江權守

純友與平將門合謀以直澄爲質送之關東將門養爲子遂冒平氏稱相馬將門滅時避難潛居常陸國志津鄉或曰直澄純素之子純友取爲己子實相傳以叛臣之子避純字用澄字音相通

純年

本作紀年蓋字之誤

〔大村家譜〕

良範 遠經長男官位至筑前守從五位下太宰少貳又稱伊豫前司

純友 從五位下伊豫介稚名源八郎實伊豫河野高橋前司友久男

純友奉御調物乏故海賊於千振浦在伊豫讚岐介小野春繼依私遣恨攻大洲館純友以爲難通其罪嘗與平將門約是時承平二年壬辰四月二十五日也純友掠半國一郡凡二十餘將門將是時於南海陽自稱紫平箇國或侵掠半國一郡凡二十餘將門將是時於南海陽自稱紫平箇國王與官軍戰四十九度九藤原魚成十人然友遂失利天慶六年癸卯四月祇園于阿波鳴門行年四十九度九藤原魚成十人然友遂失利天慶六年癸卯四月祇園廓祠友號大本淨土圓

純實 右衛門佐官軍

友興 和泉五郎

直純 從五位下高熊左京大夫

純高 從五位下時友母藤原純友女

女 讚岐介小野春繼室

女 近江介從五位下藤原千時字秀藤太郎子小室

女 安藝左京大夫藤原直純阿保于室

女 伊勢刑部卿法橋大中臣仲利室

女 岩根藤原守平室後住于久我

女 岩根大和國氏長者後住于久我

女 今官二位法眼利持室

女 入野冠者景平室

女 桑名齋宮介則定室

女 倉山權大夫友平室或時參內苦醫瀬太郎彼二位中將

諸友 安藝于播州阿保庄

諸純 長門介戰死于豫州風早

天慶四年六月二十日

直純播磨  
阿保莊  
戰死ス

子諸友播  
磨阿保莊  
=戰死ス  
=諸友豫  
風早純  
安讚岐琴



彈ニ戰死  
ストノ説  
重太磨土  
佐瀧ニ  
自説  
國純讚岐  
曼陀山麓  
ニ戰死ス

孫直澄河  
野七郎ト  
稱ス

純友ノ靈  
ヲ祀リ  
族ノ勅  
ヲ救スト  
直澄伊豫  
ヨリ肥前  
大村ニ移

天慶四年六月二十日

九二〇

純安 播磨于讚州琴彈  
取業 重太磨童名義實村岡五郎平友景子養以爲子居土佐鏡野館自天慶八年乙巳五月初與官軍數戰于長濱同年八月朔日自殺於清瀧龍門寺

國純 阿古田磨小字鶯熊其神靈爲崇於京都故崇釣殿明神  
女 刑部大呂輔純高室

直澄 依爲五位下遠江權守始以大村爲氏長門介諸純男

〔大村家譜〕

直澄以下至純治譜

直澄 從五位下遠江權守始曰河野七郎

直澄 姓藤原豫州

大洲人父曰長門介諸純諸純者伊豫介純友二男也系譜見前卷承平二年壬辰夏純友逆謀與官軍戰十有餘年天慶五年壬寅六月諸純戰死于豫州風早同六年癸卯四月純友入水于阿波鳴門于時直澄生而三四歲其臣民襁負之潛居山中者凡四十有餘年世人莫敢知其爲諸純子者永延二年戊子朝廷欲慰諭祖父純友之靈祀之爲神社一御靈社云々且詔赦其族蒙勅勘者於是直澄敍從五位下任遠江權守賜肥前國之内藤津彼杵高來三郡領之正曆五年甲午解纜于豫州大洲下向于彼杵郡大村時所陪從家士朝長富永久門河野稱後作甲野又小船串馬場堀池氏等也以上七氏此外從稱田中一瀬

〔藩翰譜〕

有馬

修理大夫藤原晴信は、閑院左大臣冬嗣公一男、枇杷中納言

長良卿の六男、右大辨遠經の嫡子、太宰少貳良範の三男、伊豫掾純友が末葉とぞ聞えける、

純友平將  
門末子  
ヲ養子ト  
ス

系圖を見るに、純友が子從五位下遠江權守直澄より、廿代にして、晴信に至ると云ふなり、按ずるに、朱雀院御宇、天慶四年、純友、橘遠保が爲に誅せられ、其子重太丸、父と共に誅せられ、訖んぬ、新編纂圖を按ずるに、純友が男に有信、紀年、伊王丸の三人を載す、伊王丸元服の後、良純と名乗る、有信と紀年とが子孫は見え、良純四代の孫武者所頼房は、門脇平中納言教盛の家人、木曾義仲が爲に討れぬ、頼房が曾孫康方、男子二人あり、頼道、朝國と云ふ由、純友より後、九代の事を載せたれども、直澄が事は見え、直澄父が誅せられし時、猶幼くして、朝家に名をも記されず、世の人も知らず、傳へざりしにや、友天慶の頃より、晴信が頃に至りて、六百餘年に及べり、其間廿代と云ふ、不審、若し純友と直澄との間に、世次を洩したるにあらずや、或説に、藤原純友が養子は、平將門が末子なり、將門、純友が朝家に二心あるを悟て、世を遁れて僧となる、其子常陸國志太郡に在て、志太小

天慶四年六月二十日

九二一



有馬氏ハ  
純友ノ後  
裔ナリト  
説

大村氏モ  
亦純友ノ  
後裔ナリ  
ト説

純友伊豫  
日振島ニ  
據ル

山陽山陰  
西海ヲ略  
セントス

大宰府ニ  
赴ク

純友新都  
ヲ阿波ニ  
建ツト説

天慶四年六月二十日

太郎と云ふ、小太郎が六代の孫遠江權守經純が代に、肥前國高來郡有馬の庄の地頭職に補せらる、是れ有馬と名乗るの初なり、

〔藩翰譜〕

九下 丹後守藤原喜前一作嘉前は、民部大輔純忠が男、累代の先祖、鎮西の國人にて、肥前の國大村の城に住す、

世には、有馬大村同じく藤原の純友が後にて、筑紫に住すと云ふ、その家の系圖を見ねば詳ならず、

〔藤原有馬世譜〕

肥前歴世之譜

一純友ハ醍醐天皇の時從六位に敍し、伊豫掾に任す、一説に、從五位下、朱雀院の承平三年癸巳、平將門と謀を合せ、六年丙申、日振嶋に數百の兵船を置き、南海を謀擾せしか、紀淑人を伊豫守として南海を鎮めしめらる、天慶二年己亥、將門關東に亂を作し、下總國相馬郡に王城を造り、自ら平親王と號す、一説に、猿島郡石井郷に都を立るともいふ、此時純友伊豫より起て猛威を振ひ、山陽、山陰、西海を略せん、是に因て、參議右衛門督藤原忠文を征夷大將軍とし、藤原忠舒忠文弟、刑部大輔、源經基散位、前武藏守、を副將として關東に遣ひし、小野好古右近衛少將、藤原慶幸右衛門尉、大藏春實大藏丞、等を將軍として、兵船二百艘を

九二二

率ひて伊豫國に發向せしむ、三年庚子二月、將門關東に亡ひて後、純友ハ伊豫、讚岐、阿波、淡路を略し、阿波介國風と戰ひて利を失ひ、引退て安藝、周防等の國々を侵し、筑前國太宰府に赴く、四年辛丑五月、博多津にて好古等と苦戰し、利なくして、小舟に乗り、伊豫國に逃歸る、當國の警固に居ける橋遠保か爲めに害せられ、其子重太丸もごもに亡ほさると云、重太丸郎良純と號して、父子誅に伏す、傳記に、阿波に建、自ら藤平親王と稱し、其説を取らず、大村家譜に、純友新都を阿波に建、自ら藤平親王と稱し、藤原魚成其首を京都に獻す、奇異あるか故に、御靈宮を祭るといふ、一純友の御子を直澄と申す、澄ハ純友の弟、春宮主殿、首純素の子なり、説に、直友子として關東、純友將門と事を謀るの時、直澄を質として關東に送る、將門是を養子として、平氏を冒し、相馬次郎平直澄と稱す、將門滅亡の時、其難を遁れて、常陸國志津郷に潛居したまふ、舊記に、志津郡とも記したふ、郡名なし、異説に、從五位下、遠江權守とまは、即信太、瑞雪、軒堯、佐筆、御系と題せし、御系圖に、從五位下、遠江權守とまは、即信太、瑞雪、軒堯、佐筆、御系圖にも亦然り、されハ官途の事疑ふ、門へし、大村家譜に、ハ純友の長男、安藝介諸友、播州阿保に戰ひ死す、二年男長門介純友、豫州風早に戰死す、其子直澄、院永延二年、戊子、勅ありて、其靈を祭れ、子孫當家の舊記に、ハ、經澄の、肥前國高來郡、藤津三郡を領すと云、然れとも、當家の舊記に、ハ、經澄の時、肥

天慶四年六月二十日

九二三



純友前後  
有肥前  
馬莊ノ  
頭職ト  
ルナ地

純友承平  
二年日振  
島ノ據ル

越智好方  
政守仁  
勸ムト  
ノヲハ

伊豫一旦  
平定ス  
純友ト平  
將門

純友四國  
及比安藝  
周防ヲ犯

天慶四年六月二十日

前に來りたまふと記したれハ、其説に從ふ、新井白石の藩翰譜に此事を  
録して云、本國ノ記したれハ、其説に從ふ、新井白石の藩翰譜に此事を  
遠江權守從五位下、此國時浦郡草野鏡宮司賴留主、高來郡有馬先祖經澄時、  
一丁在宅云々、其高來郡有馬殿先祖也、此文分明ならず、いと、純友の古  
き文を改めず、其高來郡有馬殿先祖也、此文分明ならず、いと、純友の古  
に記したるも、符合せり、其云の世、紀年ハ、純年の書誤ならず、し、藩翰譜  
百七十年、純友亡六代ナレハ、疑ひなきに、し、あり、す、

〔大洲舊草記〕

〇十一 伊豫

伊豫國大州領守護職記

人皇六十一代朱雀院御宇、藤原純友、承平二年六月、伊豫内日振嶋に取揚り、  
嶋主を追出し、陣を構、千餘艘船を集、海上往來の官物を奪取、好方聞之、忍を  
出し、窺に諸國の溢物を多く集、其勢六千餘騎、此旨天兵を乞、依之紀の淑人  
當國に下、先好方に問、海上に官物を奪、大洲宇和嶋まで戰をいとみ、盜賊  
の業を成、集所の物の、貪欲心熾盛の族と相見へ候程に、軍を止、先賺見給へ、  
淑人諾して、所々に札を立、此度我れ爲伊豫守下向す、國郡靜謐之外無他、海  
上往來を妨ル、群賊有、早速誅罪すへし、其中に、或貧苦、或所住を離、止事を  
得ずして與するものも有らん、然則、同し罪せんも不便也、心を變して來  
復せば、罪を許安居させ、其外のは非逼迫し、困窮を重たるもの有、可申出、

宜及沙汰と有けれハ、國中の鰥寡孤獨、或ハ片輪、或ハ公事訴訟人出來、淑人  
夫々決斷して、理を分、徳分を付與へけれハ、國中悉治り、日振惡黨も拔々出  
て、思の外助成を蒙しかは、追々純友今ハ勢微にして、身の程無心元なり、時  
々傳を求、罪を謝、自今以後の儀堅申含て、先非を免しけり、是より豫州一圓  
に平定して、海果迄嘉儀を唱、此濫觴ハ、或時相馬將門、純友在京の時、比叡山  
に登、平安城を見下し、帝位の巍き事を思ひ、人たるもの奚を羨しからさら  
ん、我々連も、人間の同しと云、純友曰、貴所ハ皇胤也、勇武を以計ハ、堅き事有  
ましと心を引見ル、將門打笑、人の心ハ千里を隔れ共相同、貴丈ハ無雙の勇  
子たるにより、今日此所に誘引せり、兼て心に思、雖、一己の所に計事難し、  
純友曰、貴方ハ桓武天皇五代の孫、何ッ憚事有、東國におゐて旗を揚給ハ  
、我南海を從へて、西國中を征せん、東西一度に起らハ、天下に手を立もの  
有まし、將門悦て曰、貴方ハ藤原、此事成就せハ必關白と相約し、承平二年、將  
門平親王と號、相馬郡に王城を作、百官を置、忠文、忠舒、秀郷、貞盛、一萬九千人  
にて下て退治なる、又天慶二年、純友發て、日振より討て出、備前介、播磨介、嶋  
田惟幹を生捕、讚州、阿州打從へ、豫州をも所々取掠、土佐、藝州、防州を濫坊し、

天慶四年六月二十日



大宰府ニ  
赴キ官物  
ヲ奪フ兵  
好古等兵  
船ヲ率キ  
前博多筑  
テ戦フ

純友伊豫  
ニ隠ル  
純友自殺  
ストノ説

純友ノ墓  
跡

純友駒繫  
ノ松  
純友駒立  
石  
純友重臣  
ノ墓

天慶四年六月二十日

九二六

山陰、南海、西海に威を振ひ、猶大宰府へ赴、官物を責奪、大切に及、小野好古、藤原慶幸、大藏春實、兵船二百艘にて押渡り、河野好方も供に大宰府發向す、當國警固の橘遠保を殘し、偕筑紫にて大に戰、數日して純友大勢故少も不動、陣亂れざるに依、やゝもすれの官軍崩れ危かりしか、肥州、筑紫勢降參す、猶官軍備を亂して追討す、純友の行衛不知、殘黨を討取、數月山林迄も尋求る内、豫州に隱居るを橘遠保責寄、純友岩に腰打掛て切腹す、其子重太丸獄に下、水食を絶せて殺す、

〔伊豫温故錄〕

和氣郡

純友館跡

古三津村大明神山に在り、天慶三年六月、藤原純友筑前博多より逃歸り、此所に居る、本國の警固使橘遠保これを撃つ、純友及其子重太丸を擒にす、純友は獄中にて死しければ、首を打て京都に函送す、重太丸は京師に至て誅に伏す、遠保は功を以て宇和郡を賜はる、近年此地に畑を開きしか、古き石垣を掘出せり、是純友の館跡なり、其近傍に古松一株あり、純友駒繫の松といひ傳ふ、其松天保年間に枯て倒れたり、又其北方の田間に、純友駒立石といふあり、又其東北東仙寺山の西麓に、鬼塚と呼ものあり、純友か重臣の墓なりといふ、

純友ノ墓

純友ノ祠

純友生子  
山ニ籠ル  
トノ説

高繩城ニ  
籠ルトノ  
説

橋遠保越  
智好方等  
高繩城ヲ  
攻ムトノ  
説

〔伊豫古蹟志〕

和氣郡

古三津邑、有一二古墳之在、不知誰氏之冢、傳云、純友

死于此邑、○中今失墳所在焉、純友祭于衣山、事見衣山之紀、

〔伊豫古蹟志〕

温泉郡

衣山邑、○中有純友之祠、天慶役、新藤次忠勝擊獲之、

歛而埋山之北麓、或云、其墳在古三津、○中失亡已久矣、

〔二名集〕

新居郡

生子山城

天正ノ頃ハ、セウシ山、○中略

或人曰、此城主、往昔純友カ城ト云、尤伊豫掾純友籠シトナリ、

〔二名集〕

風早郡

高繩城

天慶年中には、伊豫掾純友、楯籠當城大戦、前太平記に詳

りな

〔豫陽俚諺抄〕

風早郡

高繩城 往古河野家代々ノ城地也、天慶四年、伊豫掾

藤原純友當城ニ楯籠ル、時ニ目代橘遠保、越智押領使好方等之ヲ攻ム、則好方ノ郎等、奴田新藤次忠勝、純友ヲ生捕ト云々、

〔愛媛面影〕

風早郡

高繩山 越智氏の祖高繩ト云人、三島明神の神託に

よりて、此山に居住せしより、高繩山と名くと豫陽盛衰記に見えたり、○中天慶年中に、伊豫掾純友、此城に籠れりと云、前太平記に、カクテ大手搦手都

天慶四年六月二十日

九二七



天慶四年六月二十二日

九二八

合千八百餘騎、純友ガ籠タル道前道後ノ境ナル高繩城ニ押寄テ、鯨波ヲド  
ツトゾ揚サセケルなごみえたり、

播磨法華  
山ノ賊徒  
純友ニ與  
カス

〔播磨鑑〕

十一

一純友惡逆之時、與力之者共、國々之惡族寄ける時、法華山

に袈裟太郎と云盜人、此手に屬す、明石には人礫、平井に鬼がこぶ、俱用に

ひとほしなんど、皆此時之盜人也、此袈裟か子孫にもあらねど、法華山之

邊に、此頃農夫盜賊にて我娘他へ嫁して里へ參りける時、暮に及び、我娘

ともえらすして追はき、首を落し殺しけるとぞ、姫か塚とて今に有之、法

華山ノ西（二）路（一）より參、俗呼て子切地藏と云、地ノ側（一）に

〔淡路要録〕

朱雀天慶

天慶年中、伊豫純友カ臣武嶋五郎秀之、沼島浦始郭

構へ、往來ノ舟ニ海賊ス、

〔禦海儲言〕

上會篇

朱雀天皇承平四年ヨリ、天慶三年ニ至テ七年ノ間、藤

原純友ガ反逆ニテ、南海、西海、山陽諸州騷動シ、海邊兵亂ノ難ニ罹レリ、然レ

ドモ舟軍ト稱スベキ程ノ水戰ハナカリシナリ、

二十二日、出雲ノ損田及ビ任國造ノ解文ヲ奏ス、

〔西宮記〕

○臨時一家大永鈔本

入官奏文留御所事略

辨官申文  
アリ

二十八日、外記政、

〔洞院家記〕

十補侍從所々監事

御記

同年六月廿八日、著外記、辨官有申文、

治部省申可供奉國忌之官人、第一申之、印書亦同、南申文如恆、

二十九日、伊豫國、賊首藤原純友誅戮ノ解文ヲ奏ス、

〔本朝世紀〕七月廿七日、乙酉、去月廿九日、自伊豫國、持去月廿日、

純友之由解文、其使者來著於外記、

先治部  
省國忌  
奉官人  
事ヲ申ス

純友ノ賊  
徒武島秀  
之淡路沼  
島ニ據ル  
七年ニ亂  
ル

天慶四年六月二十八日 二十九日

九二九



七月己未朔

七日、乙丑神祇官ニ於テ、雨ヲ祈ラシム、

〔本朝世紀〕八月十三日、庚子、伊勢使神祇伯忠望王、入自同門、(東宮門)參進上卿前、賜

宣命書、退出、略中宣命云、

天皇加詔旨、度、掛畏、支、其大神、乃、廣前、爾、恐、美、恐、美、毛、申、賜、倍、度、申、久、去、夏、乃、比

に、時、雨、不、降、炎、旱、稍、盛、之、天、百、姓、農、業、可、致、焦、損、度、聞、食、志、天、祈、雨、御、幣、奉、出、賜

波、久、と、爾、宮、中、爾、有、觸、穢、天、去、七、月、七、日、爾、神、祇、官、乃、齋、院、に、之、且、令、祈、申、女、賜、支、

然、毛、驗、久、甘、澤、順、時、天、豐、穰、可、期、三日ノ略全文八月十日ノ條ニ收ム

伊豫警固使橘遠保、賊首藤原純友父子ノ首級ヲ進ム、

〔日本紀略〕朱雀院七月七日、乙丑、傳賊徒藤原純友、竝重太丸頭、或云、橘遠保

誅純友、

〔本朝世紀〕十一月五日、辛酉、藤原純友、今年前中略小野好古純友ノ軍ヲ筑

日、ル、五月二十、逃到伊豫國之日、彼國警固使橘朝臣遠保、斬獲純友、并男重太

丸、七月七日、進其頭、條ニ收ム、師守記貞和三年十二月十七日ノ條、異事ナキ

略ヲ以テ

純友伊豫  
ニ逃レ歸  
ルニ橘遠保  
友父子ヲ  
斬獲ス

〔將門純友東西軍記〕當國ノ警固ニ居ケル橘遠保ト云フモノ、純友并ニ其

子重太丸ヲ討殺シテ、頸ヲ京ヘ送ル、或ハ純友生捕テ、獄中ニ死タリトモ云

ヘリ、

〔吾妻鏡〕一三〇嘉禎二年二月廿二日、己酉、伊豫國宇和郡事、止薩摩守公業

法師領掌、所被付于常盤井入道太政大臣家之領也、是年來彼禪閣雖被望申

之、公業先祖代々知行、就中遠江掾遠保承勅定、討取當國賊徒純友以來、居住

當郡、令相傳子孫年久、

○遠保、將門防戰ノ賞ニ依リ、遠江掾ニ任ゼラル、コト、三年正月十四

日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔南海通記〕〇三讚岐屋島考 四國守護職記

伊豫國、略中、宇和郡ハ、上代藤原純友、豫州ニ在テ亂ヲナス、遠江掾遠保勅命

ヲ奉テ、其凶賊ヲ討テ戰功ヲ顯シ、忠アル故ニ恩賞行レテ、世々郡内ヲ安堵

ス、

〔增補御年譜微考〕

上 伊豫國宇和島往昔ヨリノ領主

遠保ニ伊  
豫和郡  
ヲ賜フ  
子孫ヲ  
シテ世  
襲セシ



天慶四年七月七日

九三二

朱雀院御宇天慶年中、當國警固遠江守橘遠保、蒙勅命討日振島海賊純友、并  
重太丸兩人、其勳功賜宇和郡、數代所領、

〔豫陽郡郷俚諺集〕

宇和郡

當郡往古河野の先祖、小千伊但馬居所なるゆへ、

板嶋と號す、後宇和嶋と改しと也、天慶年中、伊豫掾藤原純友當郡を領す、然  
るに純友反逆を企つ、仍つて橘遠保が爲に生捕られ、其軍功として遠保に  
賜る、遠保は、敏達天皇十四代、爾來代々領之、然處鎌倉北條泰時執權の時、常  
裔也、當國目代、住新居郡。盤井入道相國當郡を所望に依て、遠保が末裔薩摩守公業が所領を止め、彼  
御領に附せらる、是則ち西園寺家の元祖也、世々板嶋城に住居す、

〔宇和郡舊記〕

野村殿之事

野村

一三島大明神略

野村殿之事

野村

一右三島棟札に、昔は宇和郡地頭橘朝臣公業御知行、今は宇都宮殿當郷御  
知行とあり、略

因茲由緒相尋るに、

一朱雀院御宇天慶四年五月、純友親子を、遠江掾橘遠保と云もの討殺すよ  
り、當宇和郡主として、嘉禎元年迄貳百九十四年相續之處、(西園寺)公廣卿先祖所

望に依て、嘉禎二年二月、宇和郡事公業領掌を止て、入道太政大臣家の領  
に付らるゝよし東鑑に有、其寫公廣卿事の卷にあり、

一公業先祖橘遠保宇和郡主始の事、王代一覽記に、朱雀院御宇承平五年六  
月、南海賊の張本藤原純友、其徒黨を聚、伊豫國日振島に千餘艘の舟を聚、  
海上往來の官物を奪取によりて、紀淑人を伊豫守として遣はす、淑人仁  
愛を以てなづけしかば、海賊暫くしづまるとあり、

一又天慶二年十二月、純友海賊等をかたらひ、伊豫國より討出、備前介子高  
を捕へ、播磨助嶋田惟幹を生捕、南海を掠、山陽、山陰、西海を奪はんとすこ  
あり、

一又同三年二月、小野好古、藤原慶幸、大藏春實等を將軍として、兵船二百餘  
艘、伊豫國へ發向す、純友、伊豫讚岐、阿波、淡路を掠けるが、阿波介國風に被  
追立、また土佐國、安藝國等を濫妨し、太宰府に趣く、

一又同四年五月、小野好古筑前博多津にて、慶幸、春實身命を捨て相闘ふ、純  
友戰負て、小船にて伊豫國へ逃歸るを、當國の警固に居ける橘遠保と云  
者、純友竝其子重太丸を討殺とあり、此時より代々公業迄相續すると見

天慶四年七月七日

九三三



天慶四年七月十五日

九三四

一偕純友簡様に、西海を奪取、名を南海、山陰、山陽にあげんとせし濫觴は、將門純友同時に在京し、比叡山に登り、平安城を直下して、互に逆心の事を相約し、本意を遂ば、將門は王孫なれば帝王となるべし、純友は藤原氏なれば關白たるべしとて、承平年中より、將門は關東へ趣く、純友は伊豫にありて少々蜂起し、東西一度に起りて天下騒動、洛中靜ならず、關東へは參議右衛門督藤原忠文を征夷大將軍とし、其弟藤原忠舒、源經基等を副將軍として遣はす、尤東海東山兩道へ、軍功あらは賞をおこなはるべしと相觸らる、依之下野押領使藤原秀郷、常陸掾平貞盛、陸奥、下野の勢を催し、一萬九千人を率して、下野國におゐて將門と合戦し、下總國辛島と云所にて、秀郷、將門が頭を切と有り、

十五日、西權律師明珍ヲ東大寺別當ニ重任ス、

〔正倉院文書〕東南院文書 壹櫃第二卷

太政官牒東大寺

應重任別當權律師法橋上人位明珍事

右從三位守大納言兼右近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣實賴宣奉勅、件明珍宜重任者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

天慶四年七月十五日

正六位上行左少史御船宿禰（自下同シ）濟郷（自下同シ）牒

從四位下行左中辨兼內藏頭源朝臣

奉、行

上座

都維那、安愿

寺主、智仁○本書、太政官印、八類ヲ踏ス、

〔東大寺別當次第〕

傳燈、四十三大法師明珍當講、四年七月十五日蒙重任宣旨、

○明珍ヲ東大寺別當ニ補スルコト、承平六年十一月二十九日ノ條ニ

見ユ、

十六日、甲相撲召合、是日、藤原慶子ヲ女御ト爲ス、

〔日本紀略〕

朱雀院七月十六日、甲戌、以大納言右近大將藤原實賴卿女慶子、

爲女御、今日相撲召合、

〔一代要記〕

朱雀天皇後宮女御正五位下藤慶子 天慶四年七月十六日爲女御、

天慶四年七月十六日

九三五



○慶子入内ノコト、二月二十二日ノ條ニ見ユ、

十七日、乙亥曆博士大春日弘範、曆生賀茂保憲ヲシテ、明年ノ御曆及ビ頒曆本ヲ造進セシム、

〔符宣抄〕別本

應令曆博士大春日朝臣弘範、與曆生賀茂保憲共造進、明年御曆并頒曆本事、

天慶四年七月十七日宣

二十一日、己卯内裏穢アリ、

〔本朝世紀〕七月廿七日、乙酉、去月廿九日、自伊豫國持去月廿日討殺純友之

由解文、其使者來著於外記、六月二十日參看、其穢及禁中諸司等、其穢不滿月廿日、

又廿一日、參議左大辨藤原元方朝臣、觸犬死穢、不知其由、參著於禁中、

二十二日、庚辰外記政、是日、成選ノ位記ヲ授ク、

〔本朝世紀〕七月廿二日、庚辰、天晴、早朝少納言大江朝臣朝望、源朝臣□□、大

外記三統宿禰公忠、令捺印、率史生等、著辨官廳結政所、大納言藤原朝臣實賴

卿、參議伴保平宿禰、藤原顯忠朝臣、聽政、有申文、此日、成選□□召給也、子細在別日記

廿三日、辛巳、天晴、參議源高明朝臣、藤原忠文朝臣、伴保平宿禰、藤原顯忠朝臣、

犬ノ死穢

辨官廳ノ  
結政所ニ  
捺印ス

申文アリ

上卿不參  
ナニ依リ政

宜陽殿西  
廂著座

著左衛門陣座、而上卿不參、仍無政、未刻吹風鳴雷、

廿五日、癸未、天晴、大納言藤原實賴卿、參議源高明朝臣、同忠文朝臣、伴保平宿

禰、藤原顯忠朝臣、聽政、

廿六日、甲申、午上、天晴、未刻雨降、中納言藤原師輔卿、參議源清平朝臣、藤原忠

文朝臣、伴保平宿禰、聽政、後カ□大納言藤原實賴卿、著宜陽殿西廂座、召式部少丞

源□□給カ宣旨、

廿七日、乙酉、雨降、參議源清平朝臣、著左衛門陣座、而上卿遲參、仍無政、

廿八日、丙戌、朝間雨降、大納言藤原實賴卿、中納言同師輔卿、參議源高明朝臣、

聽政、

○二十三日以後ノ外記政ニ關スルコト、便宜合敘ス、

始メテ、官奏ヲ聞食サル、

〔北山抄〕三官奏拾遺雜抄上 天慶四年七月廿五日、主上初聞食官奏、所候文

三枚、而一枚於殿上被止、仍候二枚、

二十九日、丁亥月次、神今食祭ヲ追行ス、

〔本朝世紀〕七月廿七日、乙酉、雨降、外記政ノコトニカ收ム、申刻依殿上召、大



去六月觸  
穢ニ依リ  
テ延引ス  
穢友ノ死  
穢犬ノ死  
穢等アリ

天慶四年七月二十九日

九三八

休日祭事  
ヲ行フ

納言藤原實賴卿、參議左大辨元方朝臣參入、著宜陽殿西廂座、被定行以今月廿九日月次并神今食祭之由、先是、藏人頭左中辨兼內藏頭源相職朝臣、承太政大臣<sup>(世平)</sup>仰、即又經奏聞、申上卿云、去六月上中旬、頻有觸穢事、不行月次、神今食祭、去月廿九日、自伊豫國、持去月廿日討殺純友之由解文、其使者來著於外記、其穢及禁中諸司等、其穢不滿月廿日、又廿一日、參議左大辨藤原元方朝臣、觸犬死穢、不知其由、參著於禁中、仍又件祭等延引、今令外記勘有穢時、行月次、神今食祭、○中略、八月、四條參看、祭事之例、即勘申云、月次、神今食祭、以七月中祭祀之例、顯然也、不及八月、○中略、八月、四條參看、仍上卿即仰辨官人、令擇其日等、勘申云、今月廿九日丁亥、可行月次、神今食祭、○中略、仍上卿仰外記辨官、各令召仰供奉所司已了、

子細有別日記

八月大戊子朔

一日、戊子外記政、是日、式部省二宣旨ヲ給フ、

〔本朝世紀〕八月一日、戊子、天晴、大納言藤原實賴卿、著左衛門陣座、而參議遲

二省ヲ召  
ス  
兵部障ト  
稱シテ不  
參

參、仍無政、移時之後、大納言著宜陽殿西廂座、次參議源高明朝臣參入、著同殿座、于時、上卿仰大外記伊福部安近、令召二省、安近令召使、催件二省、即式部大丞三統元夏參入、給宣旨罷出、但兵部官人、皆悉稱障不參、仍今日不給、○本月十九日

參ノ條

式部省位  
記請印ノ  
コトアリ

五日、壬辰、權中納言源清蔭卿、參議源高明朝臣、同清平朝臣、伴保平宿禰、藤原顯忠朝臣、同敦忠朝臣、聽政、式部省依例、有請印位記之事、○中

宜陽殿著  
座

七日、甲午、天晴、中納言藤原師輔卿、參議伴保平宿禰、聽政、  
八日、乙未、天晴、權中納言源清蔭卿、參議藤原顯忠朝臣、聽政、衙後、著宜陽殿西廂座、相次中納言藤原師輔卿參入、著同殿座、

九日、丙申、天晴、中納言藤原師輔卿、參議源高明朝臣、藤原顯忠朝臣、聽政、  
十六日、癸卯、天陰、衙後、著宜陽殿西廂座、召式部大丞三統元夏、給宣旨、  
十七日、甲辰、天晴、中納言藤原師輔卿、參議源高明朝臣、伴保平宿禰、依刻限著

天慶四年八月一日

九三九



少納言等  
印盤ヲ隨  
身ス

宜陽殿著  
座

下藹公卿  
著座ノ後  
上藹追著  
例ナシ

穢ニ依リ  
テ延引ス

陰陽寮ヲ  
シテ日次  
ヲ擇バシ  
ム

諸司廢務  
純友ノ死  
穢ニ依リ  
延引

博士大江  
維時  
尙復橋直  
幹詩ノ  
直幹ヲ作  
都序ヲ作  
公卿博士  
等ニ祿ヲ  
賜フ

天慶四年八月四日

九四〇  
應、少納言、外記、史生隨身印盤、列立中門外、外記擬爲法申之間、上藹權中納言源清蔭卿、俄直入于召使小屋內著靴著廳、少納言、外記等列立之間、中納言師(後原脱カ)輔卿起廳床子、入小屋內脫靴、參入於內裡、權中納言參議依例聽政、衙後、著宜陽殿西廂座、但先例、下藹上卿先著廳之後、上藹上卿雖參入、更不著廳、直參入輔卿之上藹也、而誤著廳、可爲違例、

廿日、丁未、此日季御讀經發願也、略ス、仍無政、

廿三日、庚戌、此日季御讀經結願日也、仍無政、

〔西宮記〕

臨時一家外記政本 官掌失禮事

天慶四年八月十七日九記云、時移後著廳、然中納言清蔭卿追著座、聞古見今、未有下藹卿著座後、上藹追著例、予未奉仰之前罷出、

○五日以後ノ政ニ關スルコト及ビ十六日、式部省ニ宣旨ヲ給フコト、便宜合敘ス、

四日、廣瀨、龍田祭ヲ追行ス、

〔本朝世紀〕七月廿七日、乙酉、令外記勘有機時、行九日ノ略、七月二十條參看、廣瀨、龍田祭事之例、即勘申云、略、但廣瀨、龍田祭者、有以八月中祭之例者、然則今月內、

召陰陽寮、令擇其日、可行廣瀨、龍田祭事者、仍上卿即仰辨官人、令擇其日等、勘申云、略、八月四日、辛卯、可行廣瀨、龍田祭云々、仍上卿仰外記辨官、各令召仰供奉所司已了、事畢諸卿退出、

八月四日、辛卯、天晴、此日廣瀨、龍田祭也、仍諸司廢務、但件祭者、去月四日也、而國、持彼月廿日討殺賊首藤原純友之由、解文使來著於外記、其穢及禁中、仍今日被延引也、

五日、三品成明親王、承香殿ニ於テ、文選竟宴ヲ行ハル、

〔本朝世紀〕八月五日、壬辰、天陰、雨脚間降、略、又今日三品成明親王、於承香殿、有文選竟宴事、博士從四位下文章博士兼大學頭大江朝臣維時、尙復大內記正六位上橋直幹也、大納言藤原實賴卿、中納言同師輔卿、參議左近衛權中將同敦忠朝臣、并殿上侍臣十人許、候件座、及酒數巡、賦詩一篇、大內記直幹作其都序、公卿、博士、尙復、侍臣等賜祿、各有差、

○大學北堂文選ノ講竟ハルコト、二年十月是月ノ條ニ見ユ、

參議伴保平、近江守任了ニ依リテ、旅籠ノ饗ヲ行フ、

〔本朝世紀〕八月五日、壬辰、略、外記政ノコトニ、衙後、上卿以下、著侍從所座、早朝參議伴保平宿禰、留件印盤、設納言以下、侍從以上、及外記史等之饗、是近

天慶四年八月五日



天慶四年八月六日

九四二

終日群飲  
紙二百帖  
錢三十貫  
文三分行

江守任了後、依先大納言藤原實賴卿、中納言藤原師輔卿遲參、著宜陽殿西廂座、不著件所饗座、因之、清蔭卿二獻之後、不經幾程、率參議、移著宜陽殿座、即召侍從所饗所酒饌、但侍從者、終日於件所座群飲之、于時、有被出中紙二百帖、錢三十貫文、紙者、參議以上料、當日出之、錢者、侍從外記、以下料、以後日追被加任先例、外記取見參分行、而今日上卿參議、移著禁中、侍從、只著彼所、外記、史、暫雖著行所、依公卿不著、無便於祇候、又運物實於禁中、雖似可分行、同依無便所宜、侍從所、依公卿參議、少納言所、監預等行之、大納言於禁中、雖似可分行、同依無便所料、紙各三十帖、參議五人、料紙各二十帖、至于裏錢者、隨宜分行、不違具注、二

○保平、近江守ニ任セララル、コト、承平二年十一月二十六日ノ條ニ見ユ、

六日、巳、癸太政大臣忠平、上表シテ、攝政ヲ辭ス、尋テ、勅答ヲ賜フ、

貞觀元慶  
勸先例  
ムシマ

〔本朝世紀〕八月六日、癸巳、天晴、休也、此日太政大臣藤原朝臣、差左近中將同師氏朝臣、被獻辭攝政由之表、寫件表案、續加局表卷已了、仍更不載其文、七日、甲午、○中略、外記政ノコトニ收ム、衙後、著宜陽殿西廂座、被定行略、○中略、昨日太政大臣上表勅答等之事、上卿召大外記三統宿禰公忠、令勘申貞觀、元慶間、太政大臣時上表勅答等例、但此事、今日無定事、十一日、戊戌、又自殿上、召中納言藤原師輔卿、有令給太政大臣辭攝政表勅答

橘直幹  
ヲシテ勸答  
ムシマ

之事、上卿召大外記橘直幹、令作勅答、其文在局表卷、仍更不載日記、但無許攝政、

○忠平、攝政ヲ辭スルコト、三年五月二十七日及ビ本年十月三十日ノ條ニ見ユ、

七日、午、甲甲斐駒牽ヲ延引ス、

武藏秩父  
駒牽ヲ延  
引ス

〔本朝世紀〕八月七日、甲午、此日可牽甲斐真衣野柏前牧駒、而申延期、不牽進、十三日、庚子、又此日武藏國秩父御牧駒牽也、而申延期、不牽進、十七日、甲辰、今日甲斐國穗坂牧駒牽也、而不牽進、廿五日、壬子、此日武藏國石川立野御牧駒牽也、而不牽進、○十三日以後駒牽延引ノコト、便宜合致ス、甲斐駒牽ヲ追行スルコト、十一月二日ノ條ニ、甲斐穗坂駒牽ヲ追行スルコト、同月四日ノ條ニ、武藏勅旨駒牽ヲ追行スルコト、同月十日ノ條ニ、武藏秩父駒牽ヲ追行スルコト、十二月十五日ノ條ニ見ユ、

追捕山陽南海兩道凶賊使右近衛少將小野好古凱旋ス、

〔日本紀略〕朱雀院八月七日、甲午、征罰使右近少將小野朝臣好古入京、

天慶四年八月七日

九四三



好古山崎  
津ヨリ修  
上ノ事ヲ  
申ス

外記追捕  
使ニ由テ  
無キ由ヲ  
勘申ス

天慶四年八月九日

九四四

〔本朝世紀〕

八月七日、甲午、天晴、又山陽南海兩道追捕使右近衛少將小野好古朝臣、今日入京、先是、自山崎津申上云、去年征東使大將軍藤原忠文朝臣、入京時、公家遣神祇官等、相迎使河邊、行解除事、此般好古入京日、若准彼例、可有解除歟云々、右大辨藤原在衡朝臣、以此由執申太政大臣家、仰令大外記三統公忠宿禰、勘申先年道々追捕使等歸洛時例者、公忠申云、大將軍者、依法條已有解除事、至于追捕使、無解除例云々、在衡朝臣、以此由申太政大臣家、仰云、然者、不可有解除之由、可仰遣者

○好古等、藤原純友ヲ大宰府博多津ニ擊破スルコト、五月二十日ノ條ニ、追捕使ノ軍功ヲ定ムルコト、五年三月十九日ノ條ニ見ユ、

九日、石清水、賀茂臨時奉幣

〔本朝世紀〕八月七日、甲午、天晴、外記政ノコトニ、衝後、著宜陽殿西廂座、被

定行差臨時奉幣使、中等之事、

九日、丙申、天晴、外記政ノコトニ、衝後、上卿不著侍從所、直參著宜陽殿座、但靴者、於左兵衛陣、參議并少納言辨從之、厥由者、以午二點、內裡臨時被奉遣幣帛於石清水加茂上下、因之、上卿不著侍從所也、其宣命在左、

石清水奉  
幣ノ宣命

賊將次元  
藤原文基  
佐伯是基  
等未就誅  
大戮

天皇 我詔旨、度、掛畏、岐石清水、爾御座、八幡大菩薩、乃廣前、爾恐、美恐、美毛、申給、倍度、申久、去天慶二年季冬、與、東西、乃國々、仁凶賊群起、天、奸謀多端、久、萬民無聊、久、四方騷擾、須、如此賊亂、波、國家、乃大災、奈、掛畏、支、大菩薩、の廣助、厚惠、に依、天、可掃除、支、物、奈、所念、行、天、件、賊討滅、せ、賜、倍、良、神寶、乎、造、饒、り、歌舞、乎、調、奉、止、令、祈、申、め、給、比、支、然、る、も、驗、久、東山、乃、賊首、波、去年、被、斬、戮、禮、南海、乃、魁、帥、波、今、夏、就、梟、懸、多、利、是、只、掛、畏、支、大菩薩、乃、恤、賜、と、倍、留、奈、利、畏、喜、ひ、賜、布、御、祈、乎、仁、奉、果、り、賜、る、率、度、須、神、寶、金、銀、練、久、久、彫、鏤、巧、妙、爾、造、饒、之、間、其、程、可、迺、之、仍、且、從、四位、下行、左、中、辨、兼、內、藏、頭、源、朝、臣、相、職、乎、差、使、天、禮、代、乃、御、幣、乎、令、捧、持、天、奉、出、賜、布、掛、畏、支、大菩薩、此、狀、乎、平、聞、食、天、彌、益、國、家、平、安、仁、人、民、快、樂、仁、助、恤、賜、へ、又、西、國、凶、賊、乃、次、將、藤、原、文、元、佐、伯、是、本、等、討、滅、之、日、率、類、天、遁、脫、天、未、就、誅、戮、須、狠、心、難、變、蠱、毒、不、消、近、日、又、潛、仁、入、伊、豫、國、天、海、道、乃、郡、爾、致、害、止、聞、食、須、事、在、利、大菩薩、早、仁、下、神、兵、無、孽、遣、久、令、致、戮、女、賜、ひ、天、干、戈、永、藏、利、陸、海、無、驚、久、天、皇、朝、廷、乎、寶、位、無、動、久、常、盤、堅、盤、爾、夜、守、日、守、仁、護、幸、へ、賜、と、恐、み、恐、み、も、申、賜、東、波、久、申、

天慶四年八月九日丙申

天慶四年八月九日

九四五



天慶四年八月九日

九四六

天皇加詔旨度掛畏岐加茂皇太神乃廣前爾恐み恐みも申給と申久去天慶二年乃冬季與り東西乃國々凶賊群起之天多致損害須因茲天早仁平此亂介賜波倍良種々乃神寶乎造備天奉出賜止波幸祈申志女賜き又御意乃内爾祈申之賜ふ事在支然毛驗久東國乃賊首波以去年天中神兵利西國凶帥波以今夏天伏王誅世利是只掛畏支皇太神乃廣助厚顧東奈リ所念行天造奉神寶利又御祈乎毛果奉利賜波无と爾神寶等令造飭无る間仁其程可適之仍且參議從四位上行左近權中將藤原朝臣敦忠從五位上守左近衛少將藤原朝臣季方乎差使天禮代乃幣帛乎令捧持天奉出賜不掛畏支皇太神平久此狀乎聞食天天下安爾人民豐樂仁護幸倍又西國乃凶賊乃次將藤原文元佐伯是本等討滅之日率類天遁去天未就誅戮須近日又潛爾入伊豫國天海邊乃郡爾致害と聞食須事在利皇太神早仁馳神兵天無孽遺久致罰志賜天賊亂悉偃志兵甲永收天萬姓豐饒仁陸海靜謐仁天皇朝廷乎實位無動久常盤堅盤爾夜守日守爾護幸賜へと恐み恐みも申賜と波久申

天慶四年八月九日丙申

勅シテ日本三代實錄ヲ進獻セシム

〔本朝世紀〕八月九日丙申又今日自殿上有勅召三代實錄一部五十卷五箇帙加目錄一卷各有錦端帙藏人藤原遠規傳件宣旨大外記三統宿禰公忠少外記物部貞用權少外記多治文正等蒙宣旨奉之

○左大臣時平等勅ヲ奉ジテ日本三代實錄ヲ撰進スルコト延喜元年八月二日ノ條ニ見ユ

十日丁酉釋奠

〔本朝世紀〕八月十日丁酉天晴釋奠祭也移時之後參議伴保平宿禰少納言源朝臣泉左少辨藤原朝臣有相少外記安倍有春左大史尾張宿禰言鑿率史生官掌召使等著大學祭所少納言實利朝臣權少外記文正依例歸局令納印

○中略定考ノコトニカ釋奠事在別記

〔西宮記〕

或記云天慶四年八月十一日云々候殿上之間藏人義方朝臣語云明經博士參入之由上卿之所令奏也具見殿上日記者先是大閣下仰云博士等交名一通進藏人所一通進外記然則參入之由主上既聞食何更上卿令奏哉者

天慶四年八月十日

九四七



論議了リ  
テ寮饗ニ  
就ク

饗宴ハ酒  
飯ヲ先ト  
爲ス  
古來飯無  
クシテ宴  
ナシ行フ  
例  
百度ノ座

習禮アリ

小定考  
番上ノ考  
ヲ定ム

廢務

命婦幣物  
ヲ襄ム

中臣忌部  
各木綿纒  
ヲ著ク

天慶四年八月十一日

九四八

或記云、天慶四年八月十日、論議了、上卿以下著寮饗、兩三盃之後、召外記、問都堂裝束了否之由、外記云、他事已了、但大炊寮未進百度者、召大史言鑿宿禰令催行、而言鑿申云、彼寮官人、一人不候、不儲百度者、又召外記仰云、今日宴、中間停止之由、可勘申、外記歸局勘先例、此間、問伴宰相云、饗宴下以酒飯爲先、而今日不進其飯、爲之如何、宰相云、左右宜被定行、又問朝綱維時兩大夫、即云、從昔至今、未見無飯被行宴之例、今初有此事、後代可遺物誹、加之只有講論事、不行宴之例、近在去年、是則依後宮御藥也、已謂百度之座、何无其儲被行哉云々、此間、外記還來、申云、中間停止之例、一兩雖有、皆依凶事停止也、依无酒飯、停止之例、无所見者、仰云、无百度行饗宴、可无便宜、停止之由、宜仰諸司、又令召勘大炊寮云々、

十一日、戊、定考、

〔本朝世紀〕

八月十日、丁酉、○中略、釋奠ノコトニカ、曉景、就定考習禮所座、但記文正、依重服、不著、自局罷出、

十一日、戊、雨脚間降、此日例定考也、衙後、少納言實利朝臣、權少外記文正、率史生等還局、令納印、但定考儀式在別記、

十二日、己亥、天陰雨降、休也、此日、依例於辨官東廳、有定番上考之事、

〔政事要略〕

朔日諸司、議內進奏考、選并雜公文等事、天慶四年考文、載太政大臣、如左右大臣、抑不入參議、依非職事歟、辭本官也、攝政關白、雖署官文書、且非職事官、不可載考歟、官中妄其將考文、未求得之、

十三日、庚、大神宮及石清水等ノ十六社ニ、臨時祈年穀奉幣使ヲ發遣ス、

〔本朝世紀〕

八月十三日、庚子、天陰雨降、此日爲祈年穀、臨時幣帛使被奉遣諸社、伊勢、石清水、加茂上下、松尾、平野、大原、野稻荷、春日、仍廢務、早朝、中納言藤原師輔卿參入、著宜陽殿西廂座、被差改使等、宣命、諸司裝束八省如常、昭慶門

內設上卿座、嘉喜門內西腋設少納言辨外記史座、東腋○設以下二十一字、菊設三局史生等座、命婦菅生冷子、路總子等、於小安殿、裹備幣物、內侍橘鮮木子近、仍令件冷子奉仕之、巳二刻、上卿起宜陽殿座、先奏宣命草、更歸著本座、內記以宣命清書、奉置上卿前、退出、上卿起座、復奏清書之後、經階下向八省、著昭慶門內東腋座、上卿未著前、令須臾起座、經東廊壇上、著宣光門北方座、西面、大內記藤原朝臣國均、持宣命宮從之、置上卿前、少納言大江朝臣朝望、左少辨藤原朝臣有相、少外記物部貞用、同著座、有二列、一列少納言辨座、一列外上、于時、中臣神祇大祐

天慶四年八月十三日

九四九



神祇伯忠  
使ト爲ル

宣命  
去夏ヨリ  
雨降ラズ  
炎早ノ爲  
メ農桑焦  
損ス

天慶四年八月十三日

九五〇

大中臣賴行、忌部少副齋部宿禰春行、卜部齋部連光等、各著縵木綿、入自東福門、昇自軒廊柱內、經大極殿東北砌上、至同殿北軒廊、双立東面北上、即中臣賴行、進小安殿、拍手取幣物三裏、還授忌部、又進取同幣物、授卜部、退出、次伊勢使神祇伯忠望王、入自同門、參進上卿前、賜宣命書、退出、上卿起座、還著昭慶門座、辨以下從之、于時、內記以諸社宣命書、奉置上卿前、次諸社使一々參入、賜宣命書、各退出、上卿還著宜陽殿座、使等交名在差書、宣命云、

天皇加詔旨、度、掛畏、支、其大神乃廣前、爾、恐、美、恐、美、毛、申、賜、倍、度、申、久、去、夏、乃、比、に、時、雨、不、降、炎、旱、稍、盛、之、天、百、姓、農、業、可、致、焦、損、度、聞、食、志、天、祈、雨、御、幣、奉、出、賜、波、久、と、爾、宮、中、爾、有、觸、穢、天、去、七、月、七、日、爾、神、祇、官、乃、齋、院、に、之、且、令、祈、申、女、賜、〇、支、七、之、爾、然、毛、驗、久、甘、澤、順、時、天、豐、穰、可、期、東、聞、食、天、是、則、皇、大、神、乃、廣、助、厚、願、と、利、ア、本、條、然、毛、驗、久、甘、澤、順、時、天、豐、穰、可、期、東、聞、食、天、是、則、皇、大、神、乃、廣、助、厚、願、と、利、ん、且、歡、御、座、須、自、今、以、後、至、于、秋、穫、仁、非、常、之、災、會、無、志、天、彌、益、矜、助、給、天、倍、東、志、故、是、以、吉、日、良、辰、乎、擇、定、天、官、位、姓、名、乎、差、使、且、禮、代、の、御、幣、乎、令、捧、持、天、奉、出、賜、不、掛、畏、支、皇、大、神、此、狀、乎、平、久、聞、食、天、田、畝、之、穗、茂、盛、爾、風、水、之、害、不、起、之、天、萬、民、富、饒、爾、四、海、安、樂、仁、護、賜、ひ、賑、給、比、天、皇、朝、庭、ヲ、寶、位、無、動、久、常、盤、堅、盤、爾、夜、守、日、守、仁、護、幸、倍、給、へ、と、恐、美、恐、美、毛、申、給、波、久、申、と、

天慶四年八月十三日 二時巳

〔北山抄〕

六奉幣諸社事略記 祈雨例

同四年七月、奉幣十六社、又七大寺、延曆寺、東西寺、御讀經、先例、或給供給、一日錢、或不給之、此度可給、唯可給米一色、大和山城正稅、近江不動等也、山城國寺返、東、西、寺、丹、波、守、匡、時、五、畿、七、道、下、可、祈、年、穀、官、符、

十七日、外記政、

〔水黃記抄〕

下薦著應後、上薦參著事、〇中

天慶四八十七九記云、時移後著應、而中納言清蔭卿送著座、〇忠聞古見今、未有下薦卿著座後、上薦追著例、予未奉印之前罷出、

賊徒日向ニ襲來ス、官軍之ヲ擊破シ、其將佐伯是基ヲ捕獲ス、

〔本朝世紀〕

十一月廿九日、乙酉、太宰府解文云、賊徒襲來、管日向國、去八月十七八兩日合戰、官軍有利、討殺凶賊之中、生獲件是基、〇佐伯仍進上其身如件、

〇賊徒佐伯是基捕獲ノ功ニ依リ、藤原貞包ヲ賞スルコト、九月二十日ノ條ニ見ユ、

十八日、右近衛少將小野好古ノ昇殿ヲ聽ス、

天慶四年八月十七日 十八日

九五二

祈雨ノ爲  
及七延曆寺  
寺東西寺  
等ヲ御讀  
經ヲ修讀ス

正稅不  
穀ヲ供  
充ツ

下薦公卿  
著座ノ後  
上薦ノス



天慶四年八月十九日 二十日

九五二

〔公卿補任〕

天曆元年

參議從四位下小野好古

四、六十

八月十八日昇殿

十九日丙午式部、兵部兩省ヲ召シテ、宣旨ヲ給フ、

〔本朝世紀〕

八月十九日、丙午、又召式兵兩省、給宣旨、

廿九日、丙戌、又召兵部大丞平時經、給宣旨、○一日及七九月五日ノ條參看

○二十九日、兵部省ニ宣旨ヲ給フコト、便宜合斂ス、

二十日、季御讀經、

〔本朝世紀〕

八月十五日、壬寅、天晴、衙後、著宜陽殿西廂座、于時大納言藤原實

賴卿參入、著同座、被行秋季御讀經請僧之事、

十九日、丙午、朝間陰、細雨降、移時之後、大納言藤原實賴卿參入、就宜陽殿西廂

座、被定明日御讀經闕僧等事、

廿日、丁未、或陰或晴、雨脚屢降、此日季御讀經發願也、以巳二點始大納言藤原

實賴卿、中納言同師輔卿、參議藤原元方朝臣、源高明朝臣、同清平朝臣、伴保平

宿禰、藤原顯忠朝臣、同敦忠朝臣、參入於內裏、

廿二日、己酉、天陰雨降、大納言藤原實賴卿參入、著宜陽殿西廂座、召陰陽寮、被

改定御讀經結願刻限之事、以先日勘申、明日申二點、于時上卿召權少外記多

請僧ノ事ヲ定ム

發願

結願ノ刻限ヲ定ム

結願

治文正、仰云、御讀經結願刻限改定之由、令告申諸卿者、文正奉仰、令召使告申改定刻限之由於諸卿、

廿三日、庚戌、天晴、此日御讀經結願日也、○中權中納言源清蔭卿、中納言藤原

師輔卿、參議藤原元方朝臣、源清平朝臣、伴保平宿禰、藤原顯忠朝臣、參入內裏、

結願之後、權中納言清蔭卿、召右大辨菅原朝臣、在躬、仰可開諸門之由、在躬傳

仰左大史尾張宿禰言鑒、言鑒宿禰召左右衛門府官人、仰下可開諸門之由、官

人等奉仰、開諸門了、

二十一日、少僧都令宸寂ス、

〔日本紀略〕

朱雀院

八月廿一日、戊申、少僧都令宸卒、

〔僧綱補任〕

○二興福寺本

小僧都令宸 八月廿一日入滅〔朱書〕八十六

〔僧綱補任〕

○二興福寺本

權律師令宸 延長六年閏八月廿八日任、法相宗、

大安寺、已講勞、右京人、高橋氏〔朱書下開〕七十三承平元年十月廿七日轉正七十六、同五

年十月十二日任權小僧都、八十、天慶元年八月廿七日轉正八十三、

〔密宗血脈鈔〕

中

元杲

天慶四年八月二十一日

九五三

元杲ノ弟



天慶四年八月二十四日

令辰少僧都

左京人高階氏、大安寺兼法相宗、延喜廿一年維摩講師、延長六年閏六月廿八日任權律師、七十承平元年十月廿七日轉正、同五年十月十二日轉權少僧都、八十天慶元年八月廿七日轉正、同五年八月廿一日入滅、八十去延壽比住、大安寺別當、第五代

○令辰ノ寂日、密宗血脈鈔、五年ニ作ル、今日本紀略、僧綱補任ニ據リテ揭書ス、

二十四日、辛醍醐天皇ノ皇子源爲明、元服セラル、

〔日本紀略〕朱雀院 八月廿四日、辛亥、源氏爲明加元服、

〔花鳥餘情〕桐壺 李部王記、天慶四年八月廿四日、晚景、詣爲明源氏五條宅、

其寢殿南廂東頭西向引入座、土敷二枚、加茵、即催左衛門督就引入座、簪行六七巡、引頭引入女裝束一襲、加小褂一重、引出物馬一疋、理髮纏頭、了余退歸、追賜馬一疋、鷹一聯、

〔西宮記〕臨時九 天慶四年八月二十四日、爲明源氏加冠、引入座、土敷二枚、加茵、土敷一枚、加茵、云々、畢、巾櫛具、源氏出、服麴塵

引入座  
冠者座

加冠藤原  
師輔  
理髮重明  
親王

大安寺別  
當卜爲ル

二十六日、癸光孝天皇國忌、是日、太政大臣忠平、極樂寺ニ於テ、一切經ヲ供養ス、

〔日本紀略〕朱雀院 八月廿六日、癸丑、太政大臣、於極樂寺供養一切經、

〔本朝世紀〕八月廿六日、癸丑、天晴、今日光孝天皇國忌也、仍諸司廢務、此日太

政大臣、於極樂寺供養一切經、事趣在願文、重明親王、式明親王、有明親王、忠平左大臣、大納言藤原實賴卿、中納言源清蔭卿、中納言藤原師輔卿、參議源高明朝臣、同清平朝臣、伴保平宿禰、藤原顯忠朝臣、同敦忠朝臣、參會彼寺、太政大臣、左大臣、在東廊簾中、四位廿二人、五位百六十餘人、六位以下會合者已多、庭中分馳道東西、所司立五丈幄四字、各東西妻、但東二字、西二字、北方東西二字、諸大夫參議已上著禮堂、修內裏御諷誦之間、勅使藏人頭左中辨兼內藏頭源相職朝臣把笏居禮堂、修中宮御諷誦之間、彼宮御使右近衛少將兼中宮權亮小野好古朝臣把笏帶劍、出居禮堂、但陽成院勅使、河內守藤原忠幹朝臣也、修彼院御諷誦之間、伴忠幹朝臣無出居、時人或云、已爲一院使、猶可出居、或云、中宮載法式、置大夫以下官、至于太上天皇法式、殊無所注、然則其勅使未必可出居云々、近日霖雨涉旬、靄氣難塞、而今日雖有雲膚之點、曾無雨脚之來、可謂法會有感

廢務

御諷誦ヲ  
修ス  
中宮御諷  
誦  
陽成院御  
諷誦  
一院ノ勅  
使ニ出居  
ナシ

天慶四年八月二十六日



天慶四年八月二十六日

九五六

諸僧百十三口之事

七僧 呪願少僧都平源 講師律師禪喜 讀師定岑大法師 三禮覺慧大

法師 唄貞救大法師 散花延寂法師 堂達延昌法師 律師基高

僧綱六口 權少僧都貞崇 權少僧都仁教 權少僧都義海 律師基高

權律師空晴 權律師泰舜 已上與七僧共著法服、

非僧綱八十七口、并冊人在此內、

僧綱并法用粥時付所々、但時料并布也、

呪願成明親 講師右大 讀師右中 辨源三禮 前大和守藤 唄左衛門

隨朝臣 散花左兵衛佐藤 堂達美濃權守橘

僧綱六口料并備粥時所々、

權少僧都貞崇尙侍 權少僧都仁教中務卿重 權少僧都義海中納言師

律師基高參議伴保 權律師空晴河內守藤原 權律師泰舜左近中將

此外八十七口僧、以料物、

御誦經料

廿九口付修理職、廿九口付內藏寮、  
監僧供料百斛、本家、

御誦經料物、絹五十疋、調布二千四百端、錢卅貫文、  
本家調布六百端、奉爲先考先妣、內裏三百端、中宮三百端、陽成院絹  
五十疋、左大臣家調布二百端、大納言藤原實賴卿家二百端、中納言  
同師輔卿家二百端、尙侍家二百端、京極院二百端、重明親王家百端  
參議藤原顯忠朝臣錢十貫文、同敦忠朝臣十貫文、左近中將同師氏  
朝臣調布百段、左兵衛佐同師尹朝臣十貫文

願文

願文

傳聞、瑞光遠照、自驗慧日之增明、天花忽飄、先知覺樹之欲發、稱一代之教主、說  
法理深、極六趣之群生、利他願大、甘露灑味、若不洗過去之客塵、苦沈迷心、誰結  
未來之妙果、我先考昭宣公、傳野齊名、鹽梅之重寄濟世、菴園比德、金粟之分身  
在家、爰攝錄錄、萬機務之中、繕寫一切經爲事、字葉疊影、貫花終功、未成標褰之裝、  
蓋示屬續之關、弟子幼稚之日、大憂在身、不知其事之由緒、其志之根本、然猶年  
齡漸長之後、爵祿纒加以還、唱彼顯名、切於襟抱、而愚蒙之性、誤牽屢遷之榮班、

天慶四年八月二十六日

九五七



天慶四年八月二十六日

九五八

大江維時  
ノ作

潦倒之心、忝營顧託之駿命、驚吾生之已老、欲此願之遲廻、肆深發方寸地之無涯、多聚十八變之羅漢、於本願極樂寺、奉供養一切經五千三百五十一卷、權實兩教、連祇夜而食光明、大小二乘、盡覺路以無遺脫、凡厥功德利益、一任幽靈宿情、但弟子所新加者、圖繪胎藏界釋迦一院、蓋爲此如來中之葉也、雲臺高懸、昔啓丹菓之唇而演說、冰心至潔、今寄青蓮之眼而澄知、又奉爲考妣、別書寫金泥妙法蓮華經二部十六卷、無量義經、普賢觀經、般若心經、各二卷、今日開講、大恩是重、故報金字之書、遺德惟馨、故資蓮花之教、願出有爲世界之夢驛、共遊無上菩提之月輪、乃至扇上扇下之輩、皆得法門、黑牙黑繩之鄉、盡變佛地、敬白、  
件願文、文章博士兼大學頭大江維時朝臣作之、

大日本史料 第一編之七終

昭和六年二月八日印刷  
昭和六年二月十日發行

(大日本史料第一編之七與付)

豫約價 金七圓

著作  
所權有

編纂兼  
發行所 東京帝國大學

印刷者 西濃印刷株式會社岐阜支店

發行所

東京帝國大學  
學文學部

史料編纂所

電話小石川(85)七〇二番  
四〇一二番



ZHR-15

寄贈

68



二十日發行  
八月十日發行

東京帝國大學  
史學部  
圖書部











